

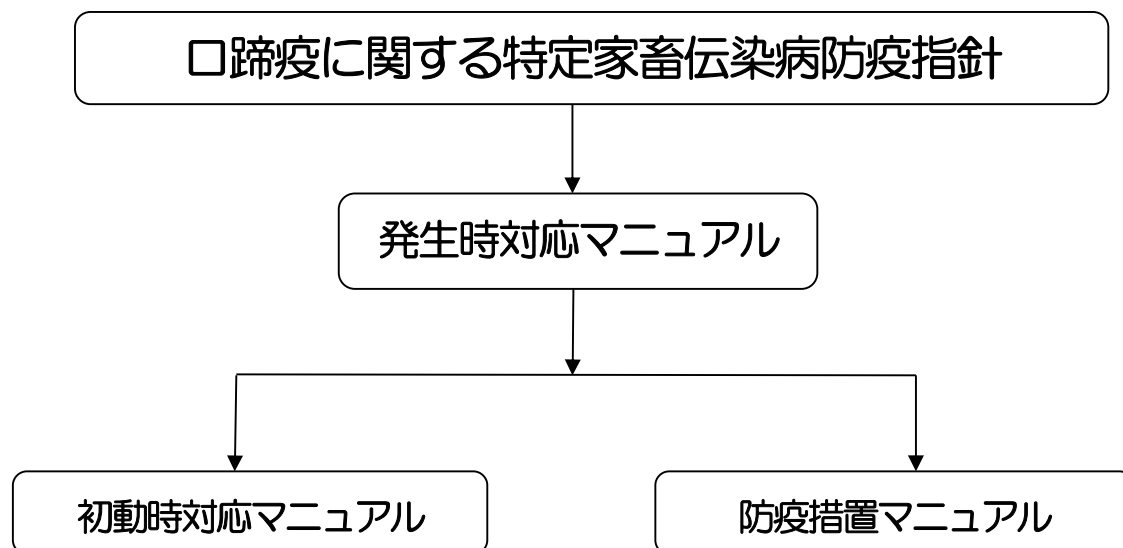
□ 蹄 疫
発生時対応マニュアル

(抜粋版)

令和4年 3月 一部改訂

千 葉 県

口蹄疫発生時対応マニュアルの体系



口蹄疫が発生した場合、国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（防疫指針）」に基づき、防疫措置が実施される。「発生時対応マニュアル」は、防疫指針に基づき、千葉県における口蹄疫発生時の対応を記載したもので、内容は、異常の通報から対策本部が設置されるまでの初動段階の対応を記した「初動時対応マニュアル」と対策本部設置後の対応を記した「防疫措置マニュアル」で構成される。

< 変更履歴 >

平成24年8月 新版マニュアル
平成26年4月 改訂版
平成27年4月 改訂版
令和 4年3月 一部改訂

目 次

《初動時対応マニュアル》

第1	発生段階別対応	2
1	発生段階	2
2	発生時の対応	3
第2	病性鑑定と対策本部立ち上げまでの動き	7
第3	現地家保の対応	9
1	準備体制と事務分掌	9
2	第1段階（通報から写真判定結果判明まで）	10
(1)	通報の対応	10
(2)	農場立入りと写真送付	11
3	第2段階（遺伝子(PCR)検査陽性判定まで）	14
(1)	検体採材、搬送	14
4	対策本部体制（患畜決定後）	15
(1)	現地対策本部の立ち上げ	15
(2)	現地対策本部	15
第4	畜産課の対応	17
1	準備体制と事務分掌	17
2	第1段階（通報から写真判定結果判明まで）	19
3	第2段階（遺伝子(PCR)検査判定まで）	20
4	対策本部体制（患畜決定後）	23
第5	関連様式等	41
第6	対策本部関連資料等	79

《防疫措置マニュアル》

第1 県対策本部	111
1 県対策本部の設置	111
2 県対策本部事務局班別業務内容	118
3 県対策本部事務局行動マニュアル	119
(1) 総務広報班	119
(2) 防疫指導班	127
(3) 焼埋却班	130
(4) 安全対策班	132
(5) 流通指導班	139
第2 現地対策本部	143
1 現地対策本部の設置	143
2 関係機関の役割	145
3 班別業務内容	147
(1) 総務班	147
(2) 発生農場対策班	148
(3) 後方支援班	155
(4) 周辺対策班	156
4 予防的殺処分	160
5 ワクチンの使用	161
第3 関連様式等	163

初動時対応マニュアル

～ 異常発見通報から対策本部立ち上げまで ～

《家畜保健衛生所・畜産課の行動》

第1 発生段階別の対応

近年、口蹄疫は、ロシアや中国をはじめとした近隣諸国で頻発しており、発生地域が拡大していることから、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは以前より高い状況にある。このことから、万が一侵入した場合の対応について、4段階のレベルに分けて対応する。

1 発生段階

(1) レベルⅠ

国内での発生はないが、近隣諸国で発生している状況。

海外の発生状況を把握し、国内への侵入防止対策を行い、国内で発生した場合に速やかに防疫対応できるよう準備する。

(2) レベルⅡ

本県及び隣接県以外の国内で発生している状況。

本県へのウイルスの侵入を防止するため、連絡体制の強化、飼養衛生管理基準の徹底強化及び疫学関連農場の調査等の防疫体制の強化を行う。

(3) レベルⅢ

隣接県の発生で、移動制限区域が含まれる場合は、対策本部を立ち上げ、消毒ポイントの設置及び制限区域内の農場検査を行う。

牛や豚の移動、畜産関係車両の移動により県内へのウイルスの侵入を防止するため、必要に応じて消毒ポイントの設置及び県内畜産農家への移動の自粛指導等を行う。疫学関連農場の調査は、速やかに行う。

(4) レベルⅣ

本県で発生した場合。

本マニュアルにより、速やかに防疫措置を実施する。

2 発生時の対応

	レベル				実施機関					
	I	II	III	IV	畜産課	家畜保健衛生所	県他部局	市町村	関係機関	関係団体
	近隣諸国で発生	国内で発生	隣接県で発生	本県で発生						
(1) 監視体制の強化										
ア 飼養衛生管理の指導	○	○	○	○	○	○				
イ 情報収集・提供	○	○	○	○	○	○				
ウ 異常家畜の早期通報	○	○	○	○	○	○				
エ 疫学関連農場の調査		○	○	○	○	○				
オ 県民への情報提供		○	○	○	○					
(2) 防疫体制の強化										
ア 防疫資材の確認・確保	○	○	○	○		○				
イ 発生時の人員確保	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
ウ 農場、埋却地の把握	○	○	○	○	○	○	△	○		
エ 対策本部の設置			○	○	○	○	○	○	△	△
オ 消毒ポイントの設置			○	○	○	○	○	○	△	△
カ 制限区域内の検査			○	○	○	○		○	△	△
(3) 防疫措置の実施										
ア 殺処分・埋却等				○	○	○	○	○	○	△

○：主体、△：協力

(1) 監視体制の強化

ア 飼養衛生管理の指導（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜の飼養者に対して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を行う。
発生国への渡航の自粛、発生国からの来訪者の制限等を指導する。
発生国からの輸入稲わらの使用に関して注意を喚起する。

イ 情報収集・提供（レベルⅠ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課及び家畜保健衛生所は、近隣諸国や国内での発生状況を収集・整理し、速やかに家畜飼養者及び畜産関係者へ情報を提供する。

また、あわせて現場においての口蹄疫の侵入防止に努めるよう指示する。

ウ 異常家畜の早期通報（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、家畜の飼養者に対して、家畜の健康状態を把握し、異常家畜が認められた場合には速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に通報するよう指導する。

エ 疫学関連農場の調査（レベルⅡ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、発生農場に関する情報を収集し、疫学関連農場等の情報を家畜保健衛生所に提供する。家畜保健衛生所は、その情報に基づき、疫学関連農場について情報を整理し、状況に応じて電話での聞き取り調査、農場への立入調査及び臨床検査等を行い、異常家畜の有無を確認する。

オ 県民への情報提供（レベルⅡ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、必要に応じて、発生県へ旅行等する県民に対して、発生状況及びウイルスの侵入防止に努めるよう県ホームページやリーフレット等を用いて周知する。

(2) 防疫体制の強化

ア 防疫資材の確認・確保（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、発生時に備え、検査材料の採材用具、殺処分や消毒ポイント等に係る防疫資材を確保し、速やかに対応できるように準備する。

イ 発生時の人員確保（レベルⅠ～Ⅳ）

県農林水産部畜産課は、発生時に備えて、農林水産部職員600名を防疫活動従事者として選定し、必要となった場合には招集する。さらに人員が必要な場合は、全庁から招集し、場合により、関係機関・団体、国や他県及び自衛隊等の応援を仰ぐこととする。

家畜保健衛生所は、発生時には、速やかに防疫措置計画を策定し、防疫作業に必要な人員数を県農林水産部畜産課に報告する。

ウ 農場、埋却地の把握（レベルⅠ～Ⅳ）

家畜保健衛生所は、業務管理システム及び防疫マップシステムにより管内の農場位置、畜種、飼養頭数及び埋却地等の情報を管理し、発生時には速やかに情報を整理できるようにしておくこと。

エ 対策本部の設置（レベルⅢ～Ⅳ）

隣接県の移動制限区域に本県が含まれる場合は、千葉県急性悪性家畜伝染病（口蹄疫）対策本部及び現地対策本部を設置し、消毒ポイントの設置及び発生状況確認検査等を行う。なお、移動制限区域に含まれない場合でも、必要に応じて県境等に消毒ポイントを設置する。

オ 消毒ポイントの設置（レベルⅢ～Ⅳ）

隣接県での発生の場合は、発生地域と本県との交通の状況等を検討し、必要に応じて消毒ポイントを設置するが、対策本部を設置した場合は、移動・搬出制限区域等に関係機関の協力を得て消毒ポイントを設置する。

カ 制限区域内の検査（レベルⅢ～Ⅳ）

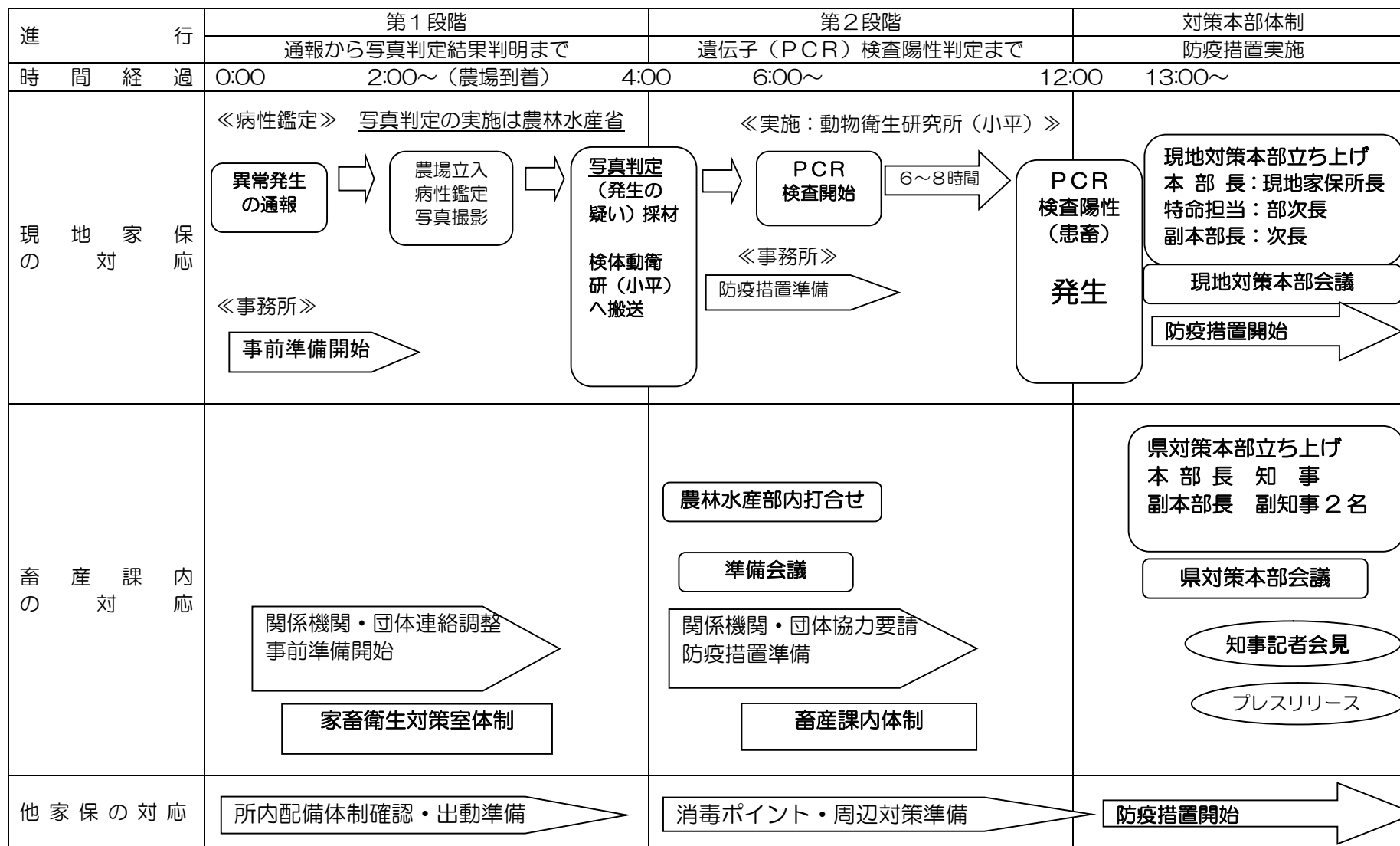
患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に発生状況確認検査を該当する農場に対して行う。また、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に清浄性確認検査を行う。

(3) 防疫措置の実施

ア 殺処分・埋却等（レベルⅣ）

発生農場における殺処分・埋却・消毒等については、本マニュアルに従って、国、県、市町村及び関係団体が連携・協力して、迅速かつ的確に実施する。

図：病性鑑定と対策本部立ち上げまでの動き



第2 病性鑑定と対策本部立ち上げまでの動き

レベルⅣとなった場合の初動時の対応は、通報を受けた段階から写真判定結果判明までを第1段階、遺伝子検査（以下「PCR検査」という。）結果判明までを第2段階とする。

さらに、発生（遺伝子検査結果判明、患畜決定）をもって千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）及び現地対策本部体制を立ち上げ、防疫措置を開始する。

1 第1段階

(1) 通報～家保出発

家畜保健衛生所（以下「現地家保」という。）は、獣医師又は農場主等から、農林水産大臣が指定する症状を発見した旨の通報又は届出を受けたときは、畜産課家畜衛生対策室（以下「家畜衛生対策室」という。）に別紙様式1を報告し、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

家畜衛生対策室は、全家畜保健衛生所に連絡するとともに、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に防疫指針別記様式1及び「異常家畜（FMD疑い）通報の聞き取り様式」を報告する。

(2) 農場立入（病性鑑定）

家畜防疫員は、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。

家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、症状に関する報告及び写真を現地家保へ送信する。現地家保は内容を確認後、家畜衛生対策室へ報告する。

家畜衛生対策室は、防疫指針の「特定症状」を確認した場合には、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。また、農林水産部長、次長及び県対策本部事務局員及び連絡員へ異常発生の連絡を行う。

2 第2段階

(1) 畜産課

動物衛生課から臨床症状及び写真判定により「発生の疑い」の連絡を受けた家畜衛生対策室は、動物衛生課と協議の上、水疱液、上皮、病変部スワブ及び血液を検体として独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「動物衛生研究所」という。）に中央家畜保健衛生所・佐倉（以下「中央家保・佐倉」という。）が搬入する。

また、家畜衛生対策室は、畜産課全員を招集し、県対策本部事務局員及び連絡員に通知及び農林水産部長・次長へ報告する。

以後の防疫対応は、家畜衛生対策室から畜産課体制に移行し、総務広報班、調整班、安全対策班、流通指導班、防疫指導班、後方支援班、焼埋却班を設置する。

県対策本部設置及び本部会議開催の準備を進めるとともに、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部事務局員及び連絡調整会議連絡担当者（以下「事務局員」及び「連絡担当者」という。）を対象とした準備会議を開催する。

(2) 農林水産部長・次長

農林水産部長は、知事、副知事に写真判定の結果を報告し、待機を要請する。

次長は、準備会議に出席する。

(3) 事務局員及び連絡担当者

事務局員は、畜産課各班の業務を協力し、県対策本部設置に向けて準備する。

連絡員は、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部員（以下「対策本部員」という。）に連絡・報告する。

事務局員及び連絡担当者は、準備会議に出席する。

(4) 現地家保の対応

病性鑑定を実施している家畜防疫員は、当該家畜の検体を採取し、密閉・消毒後、農場外へ搬出して中央家保・佐倉の搬送担当に手交する。現地家保へ検体の搬送報告をする。引き続き防疫措置準備の調査を継続する。

現地家保は、畜産課へ搬送報告するとともに、農場の防疫措置及び現地対策本部設置の準備を進める。

(5) 応援家保の対応

現地家保以外の家保（以下「応援家保」という。）は、周辺対策として農場立入検査及び消毒ポイント設置等の準備を進める。

3 対策本部体制

動物衛生課のPCR検査陽性報告をもって発生（患畜決定）とし、知事を本部長とする県対策本部及び現地家保所長を本部長とする現地対策本部を設置し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行する。

(1) 県対策本部事務局

農林水産部長を事務局長とする県対策本部事務局は、県対策本部員に連絡し、県対策本部会議を開催する。

農林水産部長は、知事、副知事に検査陽性を報告し、県対策本部会議出席を要請する。

県対策本部会議終了後、「口蹄疫患畜の発生」プレスリリースを行う。

(2) 知事

県対策本部会議終了後、知事記者会見を行う。

(3) 現地家保

現地家保は、現地対策本部を立ち上げ、現地対策本部会議を開催し、現地防疫対策及び周辺対策を開始する。

第3 現地家保の対応

1 準備体制と事務分掌

班及び 担当名	班長 (責任者)	事務分掌	班員配置 (人)	
			第1段階	第2段階
連絡調整 担当	次長	1 連絡調整と対応協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病性鑑定班、畜産課家畜衛生対策室との連絡調整と対応等の協議 ・ 他家保との対応体制等協議 ・ 検体搬送班(佐倉)との連絡調整 2 市町村、関係機関・団体等への連絡準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡先リスト確認 ・ 連絡内容・方法確認 	1	1
病性鑑定班	防疫課主任	1 病性鑑定の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該家畜及び発症状況の確認・報告 ・ 写真撮影・臨床検査の実施。写真の送信。 ・ 遺伝子検査の採材実施準備(採材指示)搬送班との連絡。 ・ 検査材料の採取、梱包、消毒、農場入りへ搬送(検査実施機関：(独)動物衛生研究所海外病研究施設) 2 防疫措置実施のための準備(作業動線の確保等) 3 防疫措置計画の事前調査の実施 4 疫学調査の実施	4	5
検体搬送班	中央家保・ 佐倉 次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検体の収受、(独)動物衛生研究所への搬送 	2	2
防疫班	防疫課長 (主幹)	1 防疫措置計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場防疫作業手順 ・ 防疫措置スケジュール ・ 防疫活動要員動員計画 2 移動制限及び搬出制限区域内の告示用字の抽出 3 防疫資機材等の確認と調達準備 4 現地対策本部立ち上げ準備 5 市町村、関係機関・団体との連絡調整 6 管内農家への周知(移動自粛要請等)	5	5
合 計			12	13

2 第1段階（通報から写真判定結果判明まで）

（1） 通報の対応

異常家畜発見の通報を受けた家畜防疫員は、別紙様式1「異常家畜の届出を受けた際の報告」により聞き取り調査を行う。聞き取りにより本病を疑う場合は、直ちに家畜衛生対策室に別紙様式1（項目Ⅰ、Ⅲ）を報告するとともに、必要に応じて当該市町村、関係機関等に通知する。また、家畜防疫員は、通報者に対して以下の指導を行う。

【家畜防疫員の指導事項】

1 家畜の所有者から通報があった場合

- （1） 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- （2） 飼養場所の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- （3） 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- （4） 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- （5） 異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

2 獣医師から通報があった場合

- （1） 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するよう助言・指導すること。
- （2） 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- （3） 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- （4） 異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- （5） 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診療し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

3 家畜市場から通報があった場合

- （1） 家畜の移動を禁止すること。
- （2） 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- （3） 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- （4） 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の（1）から（5）までの指導を行うこと。

次頁

(5) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入りしないよう指導すること。

(6) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

4 と畜場から通報があった場合

(1) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止すること。

(2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。

(3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。

(4) 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

(5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。

(6) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入りしないよう指導すること。

現地対策本部立ち上げまでの家畜保健衛生所の対応体制は、1の準備体制に従い以下のとおりとする。

- ・ 現地家保の責任者は、所長とし、応援家保と連携して対応する。
- ・ 次長は、全体の連絡調整を行う「連絡調整担当」、防疫課長（主幹）は、防疫措置計画及び現地対策本部立ち上げ等の準備を行う「防疫班」、防疫課主任は、異常発生農家での病性鑑定を行う「病性鑑定班」の責任者として任務にあたる。
- ・ 中央家畜保健衛生所佐倉の次長は、採材した検体を動物衛生研究所まで搬送する「検体搬送班」の責任者とする。
- ・ 応援家保の責任者は、現地家保以外の所長、連絡調整は次長とする。

(2) 農場立入りと写真送付

通報を受けて現地家保は、直ちに現地の農場に病性鑑定班を派遣する。

< 当該農場 >

ア 病性鑑定班

以下の用具を現地に携行する。

【家畜防疫員が現地に携行する用具】

- 1 農場立入り用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ（保定用）、白布（1m×30cm）、鎮静剤、プロバングカップ、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ピン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、データ通信機器、画像送信用パソコン、デジタルカメラ、事務用具、各種様式用紙、地図等
- 5 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 6 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

病性鑑定班は、農場に到着したら直ちに連絡調整担当に報告する。車両を当該農場の敷地外に置き、1人を残し、防疫服を着用して畜舎に入る。

異常家畜及び同居家畜の体温測定、鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う、その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位、全体の外貌（左右）、耳票をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。写真データ、別紙様式2及び別紙様式1（項目Ⅱ）を連絡調整担当に送信する。

本病が否定される場合は、その判断する根拠を現地家保に報告する。

別紙様式3-1「異常家畜が所在する農場に関する疫学情報（現地調査票）【牛または豚・その他】」及び別紙様式4（項目Ⅰ、Ⅱ）「FMD防疫作業に関する事前調査票」により飼養状況、疫学情報を調査し、第1報として連絡調整担当に送付する。

次に、別紙様式3-2「異常家畜が所在する農場に関する疫学情報（現地調査票）【牛または豚・その他】」により農場詳細情報の確認を行い、第2報として送付する。

別紙様式4（項目Ⅲ、Ⅳ）「FMD防疫作業に関する事前調査票」の現地調査票により防疫作業プランニング調査を行い、第3報として送付する。

検体採取の準備を行った後、当該家畜の隔離の確認及び農場の消毒を行い、待機する。

イ 検体搬送班

検体搬送班は、指示をうけたら検体搬送用資材等を持参して直ちに出動し、指定された場所で待機し、到着した旨を連絡調整担当に連絡する。

< 現地家保 >

ウ 連絡調整担当

連絡調整担当は、病性鑑定班の出発時刻及び農場到着予定時刻を家畜衛生対策室に報告するとともに、検体搬送班に出動を指示し、その出発時刻も報告する。

病性鑑定班から送信された写真データを確認し、必要があれば病性鑑定班に再度撮影を指示し、判定に必要な写真を、送付可能なものから順に、速やかに家畜衛生対策室に送信する。また、臨床検査の状況を報告する。

本病が否定される場合は、その判断する根拠を十分に検討し、家畜衛生対策室へ報告する。

病性鑑定班から第1報として別紙様式3-1及び別紙4-1の報告、第2報として別紙様式3-2の報告、第3報として別紙様式4-2及び別紙様式4-3の報告があったら、順次家畜衛生対策室に送付する。

検体搬送班から指定場所で待機体制に入った旨連絡を受けたら家畜衛生対策室及び病性鑑定班に連絡する。

写真判定の結果、検体採材不要の指示を受けたら、直ちに防疫班、病性鑑定班、検体搬送班に連絡する。

エ 防疫班

防疫班は、口蹄疫発生を想定し、当該農場との関連場所（家畜、関係者、飼料、関係車両の出入り等）について、追加疫学調査を実施する。

防疫マップシステムを使用して、発生農場周辺（半径1 km）、移動制限区域（原則半径10 km、家畜市場及びと畜場での発生の場合1 km）及び搬出制限区域（原則半径20 km）設定図と別紙様式③の「発生農場周辺区域・移動制限区域・搬出制限区域内の畜産農家及び畜産関連施設」を作成し、家畜衛生対策室に送付する。

あわせて、移動制限・搬出制限告示用字の抽出を行う。

防疫措置計画として、動員手配手順、初動時の所内対応体制、埋却候補地リストを確認する。別紙様式4により動員要請人数及び不足する資機材一覧を作成し、家畜衛生対策室に送付する。

家畜衛生対策室から検体を動物衛生研究所に送付する必要がないと指示があった場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 当該農場の飼養家畜について、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、2週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。
- (イ) (1)の届出の原因となった家畜について、(ア)の経過観察が終了するまで移動の自粛を求める。
- (ウ) 口蹄疫を疑う異状を認めた場合は、直ちに第1段階からの対応をとる。

< 応援家保 >

オ 応援家保

応援家保は、消毒ポイント候補地をリストアップする。設置数は概ね1 km地点に10か所、10 km地点に10か所、20 km地点に5か所とする。

なお、設置場所は下記の条件を有する場所が良い。

- (ア) 大型車両の誘導、停止可能なスペースを有すること。
- (イ) 消毒機材等を設置する場所を有すること。
- (ウ) 消毒用の水が確保できること。
- (エ) 仮設トイレが設置可能であること。

移動制限・搬出制限区域が管内にかかっている場合は、管内の当該区域の設定と告示用字の抽出を行う。

区域内の農場、関連施設を把握し、発生状況確認検査、疫学調査等の周辺対策計画を作成する。

備蓄資材、機材の確認、必要資機材、要員の配置及び搬送方法等の検討を行う。

3 第2段階（遺伝子(PCR)検査陽性判定まで）

(1) 検体採材、搬送

病性鑑定班は検体を採材し、検体搬送班は動物衛生研究所に検体を搬送する。動物衛生研究所は、PCR検査を実施する。

< 発生農場 >

ア 病性鑑定班

連絡調整担当から採材指示があったら、異常家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液及び上皮、病変部スワブ並びに当該家畜の血液を検体として、適切に採材し、容器を密閉、消毒して、農場外で待機する家畜防疫員に渡す。渡された家畜防疫員は、指定された場所まで移動し、検体搬送班に検体を渡す。検体数を連絡調整担当に報告する。

その後、病性鑑定班は、作業動線の確保等、防疫措置実施のための準備を行う。

イ 検体搬送班

検体を受け取ったら、検体受け取り時刻及び到着予定時刻を連絡調整担当に連絡後、動物衛生研究所に向けて出発する。

動物衛生研究所に到着し、検体引き渡し後、到着時刻及びPCR検査結果判明予定時刻を連絡調整担当に連絡する。

< 現地家保 >

ウ 連絡調整担当

写真判定の結果、検体採材の指示を受けたら、直ちに防疫班、病性鑑定班、検体搬送班、当該市町村、関係機関等に連絡する。

検体搬送班から検体受け取り時刻及び到着予定時刻の報告を受けたら、家畜衛生対策室に連絡する。検体搬送班が動物衛生研究所に到着し、到着時刻及びPCR検査結果判明予定時刻の報告を受けたら同様に家畜衛生対策室に連絡する。

市町村、関係機関・団体の連絡先リスト、連絡内容、方法を確認しておく。

エ 防疫班

防疫班は、想定される制限区域内の農家に移動の自粛を要請する。

防疫措置計画として、別紙様式5「防疫計画の概略」、別紙様式④「口蹄疫防疫活動従事者動員計画」、埋却候補地及び消毒ポイント設置場所の選定等を作成し、家畜衛生対策室に送付する。

現地対策本部立ち上げの準備を行うとともに、現地対策本部連絡員会議を行い、活動員の動員要請を開始する。

また、農場、埋却地等の防疫作業確認のための先遣隊を出発する。

後方支援拠点（以下「サブステーション」という。）を決定する。サブステーションは、発生農場の防疫措置にあたる活動従事者の集合場所であり、公民館、農村環境改善センター等の利用を考える。

< 応援家保 >

オ 応援家保

現地家保から連絡のあった消毒ポイント候補地について市町村等と調整して選定する。

周辺対策拠点を選定し、周辺対策の準備を行う。周辺対策拠点は、周辺農場立入検査や消毒ポイントで関係車両を消毒する活動従事者等の集合場所であり、近隣公的施設の駐車場等の利用を考える。

4 対策本部体制（患畜決定後）

（１） 現地対策本部の立ち上げ

現地家保は、PCR検査陽性により、本病の発生が確定したら、千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部設置マニュアルに基づき、現地対策本部会議を招集し、同本部の設置を行う。

現地対策本部は、本部長は現地家家畜保健衛生所長、副本部長は同次長とし、農林水産部次長を特命担当とする。

（２） 現地対策本部

ア 本部長

本部長は、発生農場に対し、口蹄疫の患畜または疑似患畜と決定された事を連絡し、と殺指示書を交付するとともに、農場関係者の待機を指示し、防疫措置を開始する。

イ 総務班

総務班は、関係機関と連絡調整のうえ、防疫作業に必要な人員、資機材の必要数を県対策本部に報告する。

移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、制限区域内のすべての偶蹄類飼養農場に対して、市町村、関係団体と連携して、口蹄疫発生に伴い制限区域内となったこと、発生の概要、今後の防疫措置、制限内容等について伝達する。

また、使用済みの防疫服等を処分するための焼却施設等の選定を進める。

ウ 発生農場対策班

発生農場対策班は、埋却候補地を決定するとともに、発生農場に出動し、防疫措置を開始する。

エ 後方支援班

後方支援班は、サブステーションの設置及び運営を開始し、防疫活動従事者の管理及び資機材供給等を始める。

才 周辺対策班

周辺対策班は、市町村、警察等と連絡調整のうえ、消毒ポイントの設置及び運営を開始する。

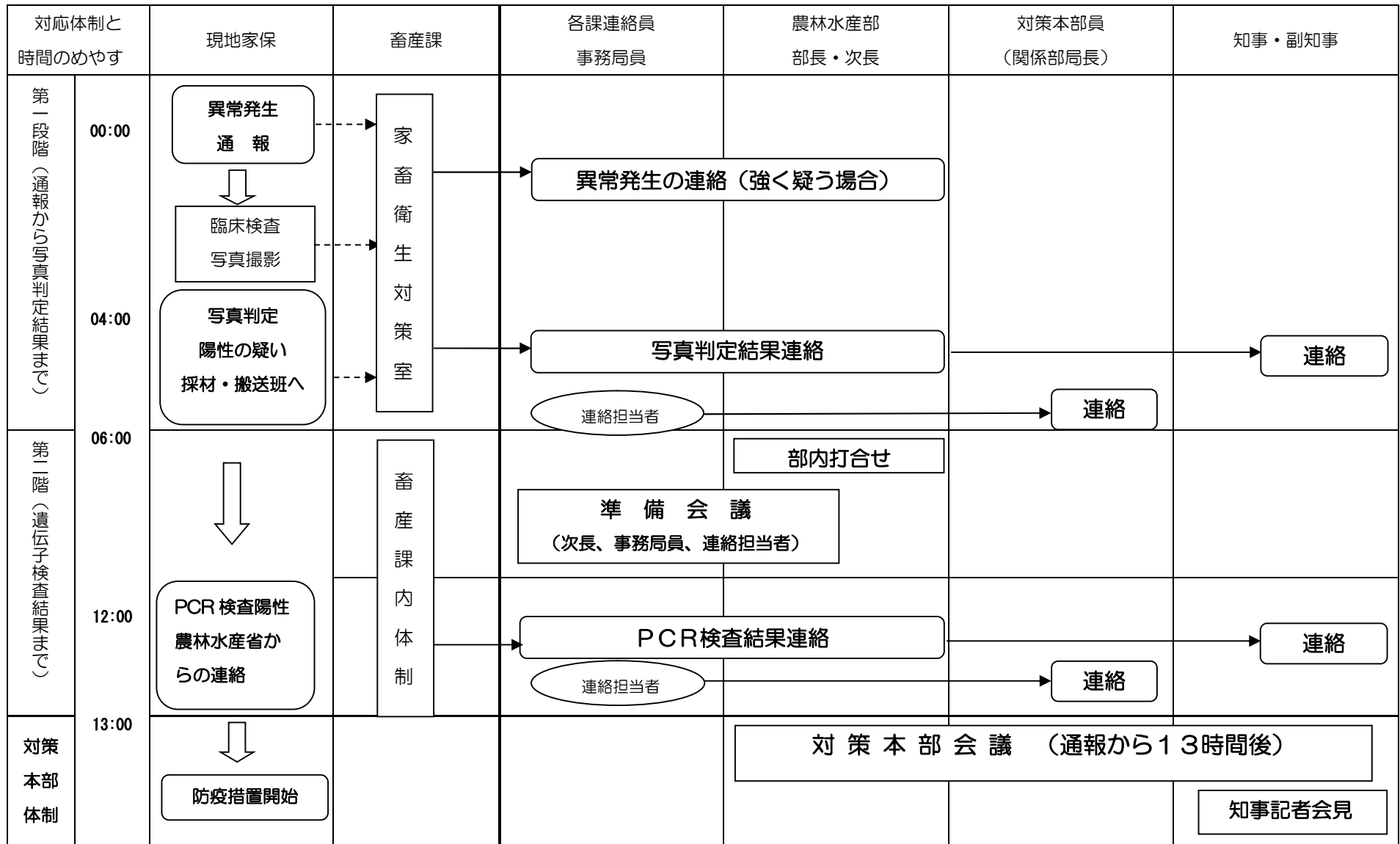
周辺対策拠点の設置及び運営を開始し、疫学関連調査、周辺確認調査等始める。

第4 畜産課の対応

1 準備体制と事務分掌

班及び 担当者	班長 (責任者)	事務分掌	班員配置 (人)	
			第1段階	第2段階
総務広報班	副課長	1 議会・議員対応(情報提供, 問い合わせ対応) 2 県民・関係者、関係機関・団体等への周知、協力要請等 3 記者会見、プレスリリース原稿の調整 4 予算確保・支払い事務	家畜衛生 対策室 6名	4
調整班	企画経営室主幹	1 対策本部の設置・本部員会議の開催準備 2 関係各課連絡員との連絡・調整 3 市町村、関係機関、団体との連絡調整		8 (他部局 5名)
防疫指導班	家畜衛生対策室 主幹	1 国との連絡調整 2 他都道府県との連絡調整 3 防疫措置計画の決定 4 防疫対策に対する助言・指導 5 防疫資機材の調達 6 移動・搬出制限区域の告示準備 7 関係機関・団体との連絡調整		4
後方支援班	生産振興班長	1 防疫活動従事者の動員要請 2 防疫活動従事者の食糧等手配 3 防疫活動従事者の宿泊、輸送 4 資機材・作業従事者の輸送用車輛の手配		5
焼埋却班	環境飼料班長	1 焼却施設の手配準備(選定・関係先との調整) 2 埋却用地の手配準備(選定・関係先との調整) 3 重機・輸送車両等資機材手配準備 4 消毒ポイント設置準備		2
流通指導班 (安全対策班)	企画経営室長	<ul style="list-style-type: none"> 連絡調整 		2
合 計				6

検査の進行と知事、副知事、部局長等の行動



2 第1段階（通報から写真判定結果判明まで）

（1） 通報の対応

家畜衛生対策室は、家保から報告のあった別紙様式1「異常家畜（FMD 疑い）の届出を受けた際の報告」により防疫指針の別記様式1及び国の聞き取り様式「異常家畜（FMD 疑い）通報の聞き取り様式」を作成し、動物衛生課に報告する。

また、全家畜保健衛生所へ連絡するとともに、様式①により農林水産部長、次長へ報告する。

（2） 農場立入りと写真送付

現地家保の連絡調整担当から、病性鑑定班の出発時刻、農場到着予定時刻、検体搬送班の出発時刻及び指定場所での待機時刻の報告を受け、記録する。

家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真及び別紙様式2の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

<特定症状>

- ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内に水疱等があること。）
- ② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

現地家保からの下記の報告書類を受け取る。

第1報	様式3-1	異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報
	様式4	FMD防疫作業に関する事前調査票（項目Ⅰ～Ⅱ）
第2報	様式3-2	異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報
第3報	様式4	FMD防疫作業に関する事前調査票（項目Ⅲ～Ⅳ）
防疫計画	様式5、様式④	防疫措置スケジュール、動員要請人数、不足資機材

強く疑われる場合は、防疫措置を円滑に進めるため関係機関に連絡を入れる。

①（一社）千葉県建設業協会、②（一社）千葉県塗装工業会、③（一社）千葉県ペストコントロール協会、④（公社）千葉県獣医師会、⑤千葉県農業共済組合連合会、⑥千葉県動物薬品器材協会、⑦NPO法人コメリ災害対策センター、⑧千葉県トラック協会、⑨自衛隊

3 第2段階（遺伝子（PCR）検査判定まで）

（1） 検査材料の採取と搬送

臨床検査報告及び写真判定により、検体を採材すると判断した場合には、当該家畜の水疱液及び上皮、病変部スワブ並びに血液を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を動物衛生研究所に送付する。

<検体送付の判断基準>

- ① 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

なお、動物衛生課が、検体を動物衛生研究所に送付する必要がないと判断した場合には、現地家保に以下の措置を指示する。

- ① 当該農場の飼養家畜について、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、2週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。
- ② 異常として届出のあった家畜について、①の経過観察が終了するまで移動の自粛を求める。
- ③ 口蹄疫を疑う異状を認めた場合には、直ちに第1段階からの対応をとる。
- ④ 病性鑑定を継続して、原因究明をする。

ア 家畜衛生対策室

検体採材及び動物衛生研究所への搬送について、現地家保へ指示をする。
また、県関係機関、県酪農農業協同組合連合会、農業共済組合連合会に連絡する。
様式②（口蹄疫「疑い事例」の発生について）を作成し、農林水産部長へ報告する。
現地家保から検体搬送班の検体受取時刻及び到着予定時刻の報告を受ける。
以後、家畜衛生対策室内体制から畜産課内班体制へ移行する。

イ 農林水産部長、次長

知事、副知事に状況及び今後の対応について説明する。

（2） 防疫措置の準備

畜産課内の班体制で対策本部立ち上げまで準備を行う。

ア 総務広報班

防疫措置用資材、機材の調達の手配をする。
防疫活動従事者の確保と健康管理について、後方支援班と連携して検討する。
防疫活動従事者の宿泊の確保を検討する。
プレスリリース、知事記者会見の準備を進める。
マスコミの取材に対応する。

イ 調整班

事務局員及び連絡員に連絡し、準備会議を開催する。

各班から要請があれば、県警察本部及び自衛隊習志野駐屯地第一空挺団本部との連絡調整を行う。

ウ 防疫指導班

検体の送付を行ったら、直ちに次の措置を現地家保に指示する。

- | |
|--|
| <p>① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 生きた家畜イ 生乳ウ 採取された精液及び受精卵エ 家畜の死体オ 敷料、飼料、排せつ物等カ 家畜飼養器具 <p>② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。</p> |
|--|

PCR 検査実施について、他の家保へ通知する。

現地家保から報告のあった様式3-1、3-2により防疫指針の別記様式3を作成し、動物衛生課へ報告する。

現地家保からの農場防疫措置計画及び応援家保からの消毒ポイント、周辺対策計画の報告を受け防疫措置計画を決定する。資材、機材確認と不足品目の手配を行う。

陽性判定時に備えた準備として、以下の事項について速やかに動物衛生課へFAX又は電子メールで報告する。その内容については、遅くともPCR 検査結果が出る前に報告しておくこと。

- (ア) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (イ) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (ウ) 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (エ) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保
- (オ) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (カ) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

エ 後方支援班

現地家保から報告のあった様式④（口蹄疫防疫活動従事者動員計画）により口蹄疫防疫活動従事者の必要な要員数を確認し、総務広報班と第1陣の防疫措置要員の動員要請を開始する。なお、自衛隊の応援が必要な場合は、調整班と連携して出動を要請する。

発生規模による動員例

- ① 牛 500 頭又は豚 5,000 頭飼養規模の場合
農林水産部職員の動員及び当該市町村職員で対応。
- ② 牛 500～900 頭又は豚 5,000～9,000 頭飼養規模の場合
全庁職員の動員、県内畜産関係団体及び民間獣医師の応援を要請。
- ③ 牛 900 頭又は豚 9,000 頭以上飼養規模の場合
国及び他県獣医師の派遣を要請。
自衛隊の応援を要請。

防疫資材、機材等の準備及び防疫活動従事者の食糧等の手配を検討する。
サブステーションの設置及び防疫活動従事者の輸送について検討する。

オ 焼埋却班

現地家保から殺処分畜の埋却候補地の報告を受け、その調整・確保を行う。また、埋却が不可能な場合は、その代替え方法について検討する。

埋却作業に必要な大型重機を確認し、(一社)千葉県建設業協会に連絡し協力を要請する。

消毒ポイント運営に必要な資機材の確認、設置する場合に許認可等が必要なら関係機関との調整を行う。県警察本部への依頼については、調整班と連携して出動を要請する。

消毒作業については、発生農場周辺は県職員で対応するが、移動制限区域、搬出制限区域は、千葉県ペストコントロール協会、千葉県塗装工業会へ協力を要請する。

4 対策本部体制（患畜決定後）

動物衛生課から当該家畜が患畜又は疑似患畜であると判断する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、FAX等により連絡する。

- 当該家畜の所有者
- 県内の市町村
- 本県の獣医師会、生産者団体その関係団体
- 隣接の都県

また、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者に連絡するよう現地家保に指示する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

患畜又は疑似患畜決定後は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に則した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、速やかに、関係部局で構成する県対策本部を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

【防疫指針】病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

1 患畜

- (1) ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- (2) 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、PCR 検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- (3) 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

2 疑似患畜

- (1) 患畜が確認された農場で飼養されている家畜
- (2) 発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- (3) 患畜又は疑似患畜（(2)に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜
- (4) 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（(2)に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜
- (5) 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（(2)に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなって家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

(1) 県対策本部会議開催前

ア 総務広報班

病性判定結果を農林水産部長、次長に報告する。農林水産部長は、知事、副知事に報告する。

知事の「対策本部設置」「本部会議開催」の指示を受け、連絡調整担当者に検査結果を連絡するとともに、本部会議の開催日時・場所を伝達し、出席確認を行う。

(ア) 報道対応

- a 対策本部開催通知を報道機関へ開催2時間前（最短でも1時間半前）にまで行う。この調整は、準備会議開催後から報道広報課と協議し、PCR検査の陽性判明後「対策本部会議開催通知」により、報道広報課に連絡する。（情報の管理を徹底すること。）
- b 対策本部会議の冒頭には、報道機関を入れるため、席次表及び配布資料（「プレスリリース」「記者会見席次表」「知事コメント」）について、事前に報道広報課と協議し作成する。また、「知事コメント」を作成する場合は、知事室と協議・調整する。
- c 対策本部会議終了後の記者会見時には、記者会見配布資料（「プレスリリース」「記者会見席次表」「知事コメント」）を配布する。
- d 記者会見の出席について、事務局次長（農林水産部次長）、畜産課長、畜産課家畜衛生対策室長と調整し、状況に応じて出席者を変更・検討する。
- e 記者会見場所については、報道広報課が準備・対応する。
- f 深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から、報道室設置FAXを用いて各報道機関に送付する。

(イ) プレスリリース

- a 対策本部会議終了後に、直ちに開催する記者会見で「プレスリリース」を配付するため、「発生の恐れ」の情報が畜産課に入った直後より、様式⑤プレスリリース案「口蹄疫「患畜」の発生について」を作成する。
- b プレスリリースは、事前に国と協議し、「患畜」確定時の対策本部会議開催後、記者会見時に資料配付する。
- c 広報資料「生産者への注意喚起資料（記載例①）」及び「関係機関・団体向け協力要請資料（記載例②）」を作成する。

(ウ) 県議会への対応

- a 県議会議員のリストを事前に作成し、記者会見資料を事務局からFAXで送付する。
- b PCR検査陽性の判明時点で直ちにFAX送付するため、「発生の恐れ」の情報が入った段階から、事前に作成しておくこと。
- c 対策本部設置後の県議会に対する説明資料について、全て総務広報班で作成すること。

(エ) 市町村、関係団体への対応

記者会見終了後、県防災行政無線FAXを使用して、全ての市町村に記者会見

資料等を送付する。

- a プレスリリース、口蹄疫Q&A、対策本部会議資料等、可能な限り県ホームページに掲載する。県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。
- b 必要に応じて、口蹄疫のQ&Aの内容について、「県民だより」や市町村広報誌、関係団体広報誌等に掲載を依頼する。
- c 移動制限地域、消毒ポイント位置について、防疫指導班に確認し資料をとりまとめ、流通指導班に県ホームページの掲載事務を依頼する。

イ 調整班

(ア) 対策本部の設置・運営

a 準備会議の開催

準備会議は、国からPCR検査結果「陽性」の連絡を受け、知事・副知事に報告後、知事の「対策本部設置」「本部会議開催」の指示を受けて、対策本部設置の準備と事務局員の役割分担の周知のため開催する。

(a) 会場予約

準備会議、(18階会議室)、本部会議(5階大会議室)、事務局設置場所(初動はBSE会議室)を管財課に確認する。

(b) 開催連絡

急性悪性家畜伝染病緊急連絡網により連絡調整会議連絡担当者、事務局員に対して「準備会議、本部会議開催の日時・場所」連絡し、参集を依頼する。

(c) 会議資料作成

- ・状況報告書を基に、準備会議資料を作成する。
- ・準備会議資料は、「第5 対策本部関連資料等」を参考に資料とする。
- ・本部設置後の連絡調整会議構成課への依頼事項をまとめること。

(d) 事務局設置準備

事務局設置場所が確保された場合、事務局に必要な机・電話・器材等を管財課に依頼する。設置場所確保が遅れる場合、当面18階BSE会議室を使用する。

(e) 準備会議の開催

b 対策本部会議の開催準備

開催準備は以下のとおり進め、開催する。

(a) 会場の確保・設営

- ・本庁舎5階大会議室(連絡調整会議と合同開催)
- ・管財課庁舎管理室と連絡の上、調整する。
- ・マイク等必要な機材を調達する(机、イス等は5階大会議室から調達)。
- ・会場の設営(ネームプレート、案内板等の作成設置、机・イスの設置)

(b) 本部会議資料の作成

- ・「第5 対策本部関連資料等」を参考に対策本部会議資料を作成する。

(c) その他(時間外開催の場合)

- ・管財課庁舎管理室、守衛本部（内線4600）と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入口で出迎えをする。
- ・20時以降は電気室（内線4666）にエレベーターの運行依頼をする。

c 対策本部会議の開催

- (a) 県対策本部会議は、準備会議開催後、約2～3時間後に開催する。
- (b) 県対策本部会議は、発生が確定した段階で開催し、2回目以降の開催は、新たな防疫対策の決定等の対策方針の重要な決定時に開催する。
- ・自衛隊に派遣要請を実施する場合。
 - ・国がワクチン接種と新たな防疫対策を指示した場合。
 - ・移動制限解除後、消毒ポイントを全て撤去し、全ての防疫措置が終了した場合。
- (c) 開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・知事（挨拶・座長）、副知事、本部員、オブザーバー。
- ・農林水産部事務次長（進行）、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者、事務局員。

【資料】

- ・「第5 対策本部関連資料等」を参考にした資料

d 連絡調整会議の開催

- (a) 連絡調整会議は、対策本部会議が開催され、新たな防疫対策が決定した場合に、発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため、原則として対策本部会議後、開催する。
- (b) 連絡調整会議連絡担当には、「発生状況・対策進捗状況」などをとりまとめ、随時メールにて資料を配布し、情報の共有化を図る。
- (c) 開催準備は以下のとおり進め、開催する。

【参集範囲】

- ・副知事（挨拶・座長）・同事務次長（進行）、同技術次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指定する者
- ・連絡調整会議構成員

【資料】

- ・県内における口蹄疫の発生の恐れ状況と県の対応状況
- ・新たな防疫対策等について
- ・各部局への依頼事項について

(イ) 自衛隊の派遣に係る連絡・事務等

a 以下のようなケースでは、防衛省への自衛隊派遣要請を検討

- (a) 大規模農場の発生があり、関連農場（同一管理者）が多数存在するケース
- (b) 初発生時にすでに感染が拡大しており、加速度的に発生が増加するケース
- 以上のケースにおいて、県の防疫措置要員が明らかに不足する場合、自衛隊の派遣を要請する。

発生規模による自衛隊への動員要請例

- ・ 牛900頭又は豚9,000頭以上飼養規模の場合

- b 自衛隊派遣要請の手続きの際、事前に農林水産省から防衛省へ調整が必要であるため、知事、副知事、農林水産部長に説明後、農林水産部長から動物衛生課長あて、状況説明と派遣要請方針を連絡する。
- c 自衛隊派遣手続き関係の資料を作成し、対策本部会議を開催して自衛隊派遣要請を決定する。
- d 自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。

自衛隊への要請

- ・ 自衛隊法第83条に基づき要請する。
- ・ 要請文書項目
 - ①災害の状況及び派遣を要する事由
 - ②派遣を希望する期間
 - ③派遣を希望する区域活動内容
 - ④その他参考となる事項

(ウ) 県警本部、警察署との連絡体制等

a 県警本部との連絡体制（県対策本部→県警本部）

- (a) 動物衛生研究所への検査材料の搬出が決定後、県警本部に下記の連絡を行う。
 - ・ 検査状況と検査結果予定時刻
 - ・ 準備会議、対策本部会議の開催時刻及び場所
 - ・ 消毒ポイント設置情報等の発信予定時刻
- (b) 家畜保健衛生所から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイントを決定し下記の事項を実施。
 - ・ 消毒ポイント情報・交通遮断情報の県警本部へのメール送信
 - ・ 消毒ポイント設置場所、交通遮断箇所について、県警本部から家畜保健衛生所への助言
- (c) PCR検査陽性の結果を受け、下記の依頼をする。
 - ・ 県警本部に対しての警察官の動員、資材提供の協力要請（消毒ポイントへの動員、通行遮断箇所（発生農場周辺）へのパトカーの配備等）
 - ・ 現地対策本部会議への出席（オブザーバー）。

b 警察署への連絡

上記の消毒ポイント、通行遮断箇所の情報を、県警本部を通じてメール送付し、不足があれば事後、協議を実施する。

ウ 防疫指導班

国及び他都県と防疫措置についての連絡調整を行う。

現地家保との窓口として、防疫措置計画を作成し、現地対策本部の防疫対策に対する助言・指導を行う。

(ア) 農林水産省、他県との連絡調整

防疫措置について、県対策本部と農林水産省との全ての協議の窓口となる。

(イ) 防疫措置計画の決定

- a 現地家保から報告のあった防疫措置スケジュールについて調整を行う。
- b 現地家保、応援家保の動員体制について調整する。
- c 発生農場防疫作業等に必要な人員の調整を行う。
- d 防疫措置資材・機材の調整及び調達について、総務広報班、後方支援班と連携して行う。
- e 現地家保から報告のあった移動・搬出制限区域の設定について調整を行う。
- f 現地家保から報告のあった消毒ポイント、通行遮断候補地及び埋却候補地について焼埋却班と連携して調整する。

(ウ) 法に基づく防疫措置の事務と資料の作成

- a 家畜保健衛生所の制限区域の設定の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報登載事務を行う。
- b 移動制限区域の概要地図を作成し、流通指導班にホームページ掲載を依頼する。
- c 県対策本部会議、準備会議の資料作成、会場設営、記者会見資料などの作成を総務広報班及び調整班と連携して行う。

エ 後方支援班

(ア) サブステーションの施設確保

現地家保及び防疫指導班と調整の上、サブステーションを決定する。

サブステーションは、防疫活動従事者の集合場所であり、防疫資材・機材の中継基地であることから、発生農場に近く、広いスペースのある建物（公民館、体育館等）で駐車スペースが十分にある場所を選定する。

(イ) 防疫活動従事者の確保

a 現地への防疫活動従事者等の動員の考え方

- (a) 各班を統括する人員は、原則として家畜防疫員又は農林水産部防疫従事者とする。
- (b) 獣医師は、県職員から動員し、増員が必要な場合は、千葉県農業共済組合連合会、千葉県獣医師会、国、他の都道府県職員を要請する。
- (c) 獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部→その他の部局）、市町村職員、農協等関係 団体職員、その他とする。
- (d) 発生農場対策班、後方支援班への動員は、発生市町村及びその隣接市町村

の居住者を優先し、一旦動員した人員は、周辺対策班には動員しない。

- (e) 周辺対策班には、発生農場市町村及びその隣接市町村を居住者とする人員は動員しないこととし、集合場所に近い居住者から動員する。

b 動員の手順

- (a) 現地対策本部より動員の不足報告（発生農場対策班、後方支援班、周辺対策班別）を受ける。
- (b) 防疫従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により各部所属長への依頼し選定する。
- (c) 各班別の人員補充名簿を作成し、クリーンゾーンとそれ以外の人員に明確に分け、家畜保健衛生所に連絡する。

c 国及び他県からの応援要請等（他県の家畜防疫員等）

- (a) 県外からの家畜防疫員の動員要請の考え方

防疫措置計画で獣医師の増員が必要な場合又は続発して獣医師が不足する場合、対策本部会議を開催し決定する。

- (b) 動員の手順

- ・ 県外からの動員計画を現地対策本部と協議・作成し、県外からの動員について、防疫指導班を通じて動物衛生課へ依頼する。
- ・ 国から連絡のあった県外からの動員について、名簿を作成し、県外動員に係る宿泊場所、移動の手配等を総務広報班と連携して行う。

(ウ) 防疫活動従事者の健康管理に関すること

総務ワークステーションを連携して、「口蹄疫防疫作業職員の選定基準」により従事者を選定し、防疫作業当日の健康状態についてサブステーションで調査を実施できるよう準備する。

(エ) 防疫活動従事者の輸送に関すること

サブステーションに集合した防疫活動従事者の発生農場までの移動手段を確保する。

(オ) 防疫活動従事者の食糧に関すること

防疫措置スケジュールに基づき、防疫活動従事者等の必要な食糧について手配し、配布手段を検討する。

(カ) 防疫資機材等の調達と確保

- a 現地対策本部からの防疫作業に必要な資材、重機等、消毒ポイントの必要機材については、現地対策本部の不足分の報告を受け、焼埋却班と分担し、調達先を決定する。（重機等機材については、主に焼埋却班の対応）
- b 資機材の調達先が決定したら、「資材名」「数量」「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付して総務広報班に支出事務を依頼する。
- c 資機材の調達先、納品時間・場所を現地家保に連絡する。

オ 焼埋却班

現地家保からの選定のあった埋却地について調整を行うとともに埋却作業の計画を策定する。現地家保の消毒ポイントの運営を補佐する。

- (ア) 殺処分家畜、汚染物品等の埋却場所の選定と調整等
- a 「発生の恐れ」の情報が畜産課に入った時点から、農場位置、飼養頭数を確認し、殺処分畜の埋却候補地の選定を開始する。
 - b 公有地は、下記の手順で選定しておく。
 - (a) 発生地になるべく近い場所で、かつ周辺に畜産農家が少ない場所を選定する。
 - (b) 埋却地の土質・地形などを考慮する。
 - c 現地対策本部より、埋却地選定が不可能な旨、連絡があった場合
 - (a) 選定した県有地を現地対策本部と協議し決定する。
 - (b) 選定された土地の管理する課及び管財課に協議・合議し、その旨、現地対策本部に連絡する。
 - (c) 県有地での選定が不可能で、国有地を選定する場合、県有地と同様の協議を行い、農地課（農地の場合）を通じて国に協議する。
 - (d) 防疫服等の汚染物品の焼却について、焼却量、運搬ルート（案）を把握し、該当市町村と協議。
- (イ) 防疫活動従事者の防疫服等の焼却処分施設等の手配と調整
- 防疫服等処分のための焼却施設使用について、最も発生地に近い市町村等一般廃棄物処理施設を優先的に選定し、発生地から焼却場へのルートを事前に選定し、防疫指導班を通じて現地対策本部に連絡する。
- (ウ) 埋却等に必要な資材・機材の調達及び配備
- a 現地家保から防疫作業に必要な資材、重機等の必要機材について、報告を受け、「総務広報班」と連携して、調達先を決定する。（防疫服等資材については、主に「総務広報班」の対応）
 - b 調達先の決定後、「資材名」「数量」に加え、「規格」「性能」等が記載されたカタログなどの資料を添付し畜産課に連絡し、支出事務を依頼する。
 - c 最終的な調達先、納品時間・場所を確認し、現地家保に連絡する。
 - d 埋却作業については、（一社）建設業協会に協力要請し、防疫作業に必要な重機（積込み用ショベルローダー、運搬用トラックと掘削用バックホウ等）と重機オペレーターを要請する。以後、発生地域を管轄する建設業協会支部と現地家保で調整する。
- (エ) 消毒ポイント等の設置準備
- 消毒ポイントは、おおむね発生農場周辺（1 km）に10か所、移動制限区域（10 km）に10か所、搬出制限区域（20 km）に5か所設置する。また、発生農場周辺の道路に通行遮断箇所を設ける。
- a 県土整備部との連絡・通報体制等（県土整備政策課・道路環境課→関係地域整備センター等）
 - (a) 動物衛生研究所への検査材料の搬出が決定後、県土整備政策課連絡担当に下記の連絡を行う。
 - ・ 検査状況と検査結果予定時刻

- ・ 県対策本部会議等の開催予定時刻及び場所
 - ・ 県土整備政策課連絡担当の参集、地域整備センター職員の参集の指示
 - ・ 消毒ポイント設置情報の発信予定時刻
- (b) 家畜保健衛生所から消毒ポイント候補地の連絡があった場合、消毒ポイント候補地を決定し、県土整備政策課連絡担当に、下記の連絡等を行う。
- ・ 消毒ポイント候補地情報のメール送信
 - ・ 消毒ポイント候補地について、地域整備センターから家畜保健衛生所への助言依頼（県管理国道、県道）
- (c) PCR検査陽性の結果を受け、下記の依頼をする。
- ・ 県対策本部等の出席依頼
 - ・ 現地対策本部会議への出席依頼
 - ・ 地域整備センターの関係資材の確認の依頼
- b 道路等の使用協議
- (a) 発生前の消毒ポイント候補地（県管理国道、県道）のメール情報で地域整備センターと現地対策本部は、使用についての事前協議を行う。
なお、詳細な協議については後日行う。設置場所等の変更についても同様とする。
- (b) 国道及び高速道路について、道路管理者と連絡・調整を行う。
- (c) 市町村道については、現地対策本部で使用協議を行う。
- c 消毒ポイントへの動員
- (a) 動員の考え方
- ・ 各消毒ポイントの統括は、原則として農林水産部職員が行う。
 - ・ 各消毒ポイントは、誘導・記録 2 名（農林部職員、市町村）、消毒 2 名（農林部職員又はペストコントロール協会、千葉県塗装工業会の委託業者）、警備 2 名（警察）の構成とする。
 - ・ 不足人員については、県関係部局、関係団体との調整により動員の配置を決定する。
 - ・ 防疫従事者名簿より、各消毒ポイントに住所が近いものから選抜する。
- (b) 動員の手順
- ・ 現地対策本部より人員要請の報告を受ける。
 - ・ 動員については、各所属長に要請し確認を得てから消毒ポイント動員計画を作成し、現地対策本部に送付する。
 - ・ 動員予定者には、①集合日時・場所②作業内容③防疫作業に入るまでの留意事項（防疫服の脱着）を通知する。
- (c) その他
- 不足資機材については、現地対策本部からまとめて報告があり、総務広報班と協力して対応
- d 通行遮断箇所への動員とパトロール
- (a) 通行遮断場所への動員の考え方

- ・ 発生農場周辺の通行遮断箇所については、警察のパトロール・広報等を依頼する。
- ・ 通行遮断箇所への動員は、原則、市町村職員とする。

(b) 動員の手順

- ・ 通行遮断箇所の情報とともに現地対策本部より、通行遮断の動員計画の報告を受ける。
- ・ 動員について市町村職員等が不足の場合、県関係部局、関係団体との調整により動員の配置を決定する。
- ・ 動員予定者には、①集合日時・場所②作業内容③防疫作業に入るまでの留意事項（防疫服の脱着）を通知する。
- ・ 動員者に①集合日時・場所②作業内容③防疫作業に入るまでの留意事項（防疫服の脱着）を連絡する。

(c) その他

不足資機材については、現地対策本部からまとめて報告があり、総務広報班と協力して対応

カ 安全対策班

(ア) 食品の安全性確保・風評被害防止対策

a 食品の安全性に関する相談対応等

PCR検査陽性が判明した時点で、衛生指導課、疾病対策課、各健康福祉センターあて、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼する。

b 風評被害防止のための広報活動

- (a) 各相談窓口の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。（ホームページ掲載）
- (b) 相談窓口設置機関には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて「流通指導班」に報告する。
- (c) 原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。
- (d) 相談対応報告の内容を随時把握し、「口蹄疫の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。

(イ) と畜場対策等

- a 動物衛生研究所に検査材料の搬送を開始した時点で、以下の事項について連絡を行う。

＜移動制限区域内又は搬出制限区域内のと畜場の場合＞

と畜場に対し、疑い農場からと畜場への獣畜の搬入及び枝肉等の流通先について確認し、防疫指導班からの指示を待つこと。

＜疑い発見場所がと畜場の場合＞

- (a) 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下の協力要請を指示する。
 - ・ 当該と畜場の従事者等場内全ての滞在者に対し、口蹄疫を前提としての作業の中止、場内外への出入りの制限、病性の判定まで待機すること。
 - ・ と畜場関係者、農場関係者、搬入業者等に対し、誤解（流言飛語の防止）や混乱を招かないよう十分説明を行い、家畜の搬入を停止すること。
 - ・ 場内や出入りする車両について消毒を実施すること。
 - ・ と畜場内からの枝肉等畜産物及びその他物品の搬出を停止すること。
 - ・ と畜場からの排水の停止を行うこと。
- (b) と畜場の閉鎖について、関係部局、と畜場、食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所等と協議を行うこと。

b PCR検査結果の陽性が判明した時点で、以下の事項について連絡を行う。

<搬出制限区域内（10km～20km）のと畜場の場合>

- (a) と畜場、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に対し、と畜場の閉鎖はなく、開場できる旨の連絡をする。
- (b) 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下について指示する。
 - ・ 出入りする全車両、畜産関係者に対して出入り口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させること。
 - ・ 移動制限区域内からの獣畜の搬入がないよう周知徹底し、確認を行うこと。
 - ・ 生体検査を厳重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。

<移動制限区域内（10km以内）のと畜場の場合>

食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下について指示する。

- ・ 直ちに「と畜場」の閉鎖を行い、獣畜の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止すること。
- ・ と畜場内及び周辺の消毒を行うこと
- ・ と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認すること。

<発生場所がと畜場の場合>

食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下について指示する。

- ・ 直ちに「と畜場」の閉鎖を行い、獣畜の搬入の禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止し、消毒が終わるまで人の出入りを禁止すること。
- ・ と畜場内及び周辺の消毒を行うこと。
- ・ と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認すること。
- ・ と畜場からの排水の停止を確認すること。

以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し、防疫指導班に報告する。

(ウ) 発生時の制限区域内での化製場への防疫指導、協力要請

PCR検査陽性が判明した時点で、化製場に対し、以下の事項について協力要請を行う。

- ・ 化製場に入る全ての車両に対して、場内への出入り口で消毒を行うこと。
- ・ その他、家畜防疫員の指示事項に協力すること。

以上の防疫措置について、随時、実施状況を確認し、防疫指導班に報告する。

(工) 動物取扱業に対する指導・協力要請

a 動物販売業への情報提供と風評被害防止に対する協力要請

(a) PCR検査陽性が判明した時点より、県内の動物取扱業に対し、

- ・ 口蹄疫に関する正確な知識、
- ・ 異常の発見時の対処方法、通報方法

について、周知を図る広報資料を作成する。

(b) 県内全域の偶蹄類を飼養する動物販売業者に対する広報資料を可能な限り配布するよう、衛生指導課を通じて健康福祉センターに依頼する。

また、柏市、船橋市、千葉市については、担当部署に直接依頼する。

b 動物園等への情報提供と防疫対策の徹底指導、閉園等協力要請

(a) 発生の翌日から、県内全ての動物園等の動物展示業者に対し、電話調査により偶蹄類動物の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。

なお、発生地3km以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。

(b) 発生地の半径20km以内搬出制限地域内の当該業者については、3日間おきに異常の有無について確認を行う。(原則として発生後21日まで)

(c) 発生地の半径10km以内の動物園等展示業者について、初発生の周辺で続発があった場合、営業の自粛や人の出入り制限について、協力要請を行う。

(才) 学校に対する広報・指導・協力要請

a 飼育動物の観察徹底と異常の早期通報、異常動物の取扱方法等についての指導・協力要請

(a) PCR検査陽性が判明した時点より、県内の学校に対し、

- ・ 口蹄疫に関する正確な知識。
- ・ 異常の発見時の対処方法、通報方法について周知を図る広報資料を作成する。

(b) 広報資料について、関係部署を通じて県内全ての学校に対し配布するよう依頼する。

・ 公立の高校、中学校、小学校、幼稚園→教育庁学校安全保健課

・ 私立の高校、中学校、小学校、幼稚園→総務部学事課

b 偶蹄類を飼育している学校への情報提供と防疫対策の指導

(a) 発生の翌日から、県内の偶蹄類を飼養する学校に対し、電話調査により偶蹄類動物の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。

なお、発生地3km以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。

- (b) 発生地の半径20km以内搬出制限地域内の学校等については、3日間おきに異常の有無について、電話により確認を行う。(原則として発生後21日まで)
- (c) 学校関係者からの問合せは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ&Aを掲載していることを併せて周知する。
- c 感染拡大等の場合の登下校ルートの制限等の要請
発生農場付近(半径1km)の学校について、発生農場付近が主要な登下校ルートにあたる場合には、登下校ルートの変更とその生徒、児童の誘導について、学校に協力を要請する。
- (カ) 発生農場での防疫活動従事者の健康管理等
- a PCR検査が陽性の判明時点で、「サブステーション」及び「周辺対策班」の集合場所、集合時間を確認する。
- b 健康福祉政策課を通じ、必要箇所(原則としてサブステーション)に下記の業務を目的とした、保健師等の派遣を健康福祉センター(保健所)等へ要請する。
- ・防疫従事者の健康相談への対応
 - ・事故・傷病発生時の状況把握と応急対応
- c 総務ワークステーションへサブステーションにおける防疫従事者の健康管理業務を目的とした保健師等の派遣を要請する。派遣された保健師等は以下の業務を実施する。
- ・発生農場において防疫作業に従事する作業員の健康チェックを健康調査票を用いて行い、体調不良者に対しては医療機関の受診等を勧める。
 - ・体調不良等で作業内容の変更や当日、あるいは翌日以降休む必要がある作業員がいた場合は、その所属・氏名を防疫指導班に報告する。
 - ・サブステーションから欠員状況の報告を受けた場合、防疫指導班に報告し動員計画の変更を依頼する。
- また、発生が続発し、防疫従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、防疫指導班と協議の上、保健師等の動員数・配置を変更する。
- ・万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的に手当てする等の処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には、予め把握している救急病院等への搬送や救急車の出動を要請する。
 - ・精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応(メンタルケア)は、各健康福祉センターで対応することを周知する。
 - ・サブステーションから欠員状況の報告を受けた場合、防疫指導班に報告し動員計画の変更を依頼する。
- また、発生が続発し、防疫従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、防疫指導班と協議の上、保健師等の動員数・配置を変更する。
- (キ) 畜産農家へのメンタルケア及び地域住民等の健康相談等
- a 健康福祉政策課を通じ、下記の業務を実施するよう管轄関係機関に要請する。

(a) 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応（メンタルケア）。

(b) 殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談への対応

b 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談、健康相談について、以下の業務を実施する。

(a) 精神保健相談（メンタルケア）

- ・こころの健康状態を自己診断できるようなパンフレット等を作成し、ホームページに掲載する他、畜産農家や周辺住民等に配布する。

- ・健康福祉センター（保健所）及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談に対応する。

なお、相談内容や相談者の状態によっては、専門医を紹介する等の対応をする。

(b) 健康相談

健康福祉センター（保健所）においては、殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談に対応する他、相談者の症状や状況に応じて、医療機関を受診するよう勧める。

(ク) 野生動物対策

a 野生動物（イノシシ、シカ、キョン等）の対処方法等についての広報

(a) PCR陽性が判明した時点より、

- ・ 口蹄疫に関する正確な知識
- ・ 異常の発見時の対処方法、通報方法
- ・ 解体・埋却時の衛生対策

について、周知を図る広報資料を作成する。

(b) 広報資料を、県内の千葉県の市町村有害鳥獣駆除担当部署及び県内の猟友会にし、自然保護課と調整の上配布し、併せて捕獲従事者及び全会員に周知するよう依頼する。

b 野生動物（イノシシ、シカ、キョン等）対策について

(a) 発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限・搬出制限区域内において、

- ・ 狩猟の自粛
- ・ 狩猟、有害鳥獣駆除を実施する場合、区域外への死体等の持ち出しの自粛

(b) 狩猟期間中は、広報資料を県庁ホームページ記載用に作成し、県外狩猟者への呼び掛けとしてホームページ掲載の事務作業を流通指導班に依頼する。

(c) 移動制限区域内（半径10km）において、必要に応じ、畜舎付近の巡回、野生動物の追い払いについて、猟友会等に対し協力を依頼する。

(d) 野生動物に関する問合せは、原則的に安全対策班で対応し、相談対応報告の内容を把握、広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。

キ 流通指導班

- (ア) 家畜・畜産物流通対策生乳の集荷団体・業者、飼料流通業者等に対する協力要請・指導等（制限・ルート変更等要請）関係団体・業者への協力要請等
- (a) PCR検査のための搬入が開始された時点で、関係団体リスト担当者に、緊急連絡網で下記の事項を連絡する。
- ・発生農場市町村名と検査結果判明時間
 - ・結果判明時間までの待機要請
 - ・消毒ポイントの連絡形態（FAX、メール、電話）の確認
 - ・集乳車、飼料配送車、家畜診療車、薬品販売車等のルートの確認を要請
- (イ) 消費者・生産者等の相談対策
- a 相談窓口の設置と対応
- 動物衛生研究所において、PCR検査陽性が判明した時点で、下記の事項を実施する。
- (a) Q&A及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。
- ・市町村
 - ・県民センター
 - ・消費者センター
 - ・関係各課（団体指導課、経営支援課等）
- (b) 農業事務所に、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。
- (c) 農業事務所、健康福祉センター、家畜保健衛生所の相談窓口の電話番号を再確認する。
- b 県ホームページ掲載等の広報
- (a) 下記事項のホームページ掲載の事務を行う。
- ・プレスリリース資料
 - ・広報資料（①口蹄疫とは、②異常を発見した時の対応、③留意点）
- *県民、畜産農家、畜産関係車両、一般車両、ペットショップ、動物園等、狩猟者向けにそれぞれ作成
- ・移動制限地域、搬出制限地域、消毒ポイントの位置
 - ・Q&A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更）
 - ・防疫措置（殺処分、消毒、埋却状況一覧表）（各週）
 - ・総務班、安全対策班が作成した広報資料等
 - ・風評被害調査の結果、経営支援対策とその進捗状況
- (b) 相談窓口設置部署には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q&Aを追加作成する。
- (c) 相談対応報告の内容を随時把握し、「口蹄疫の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する

(d) 対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課に回答を依頼する。

(ウ) 経営等支援

a 生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査

(a) 農家の経営的な被害状況など情報収集のため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。

- ・ 出荷適期頭数及びその月齢（遅延期間）（子牛、肥育牛、子豚、肉豚他）
- ・ 出荷遅延に伴うカーフハッチ等飼育施設の要望等
- ・ 農場のたい肥の滞留状況
- ・ 制限区域内農家へ飼料作物を供給している農家名

(b) 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に郵送するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。

(c) 清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。（現地対策本部と連携）

(d) 被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内の農家に対して消毒薬の配布を行う。

b 食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査

(a) 食肉等販売業者・加工業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。

- ・ 窓口担当者の決定と連絡先
- ・ 1週間おきの聞き取り調査への協力依頼

(b) 1週間おきに電話調査を実施し、取りまとめる。また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る。）

(c) 食品製造業、食肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。

* 調査項目は以下のとおり

- ・ 対象業種：食料品製造、飲食料卸売、食肉小売業、飲食店、飼料製造
- ・ 調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等

(d) 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。

(e) 初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。

(f) 被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。（県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る）

(2) 県対策本部会議開催後

畜産課内体制から県対策本部体制に移行する。

畜産課内体制		県対策本部体制
総務広報班	→	総務広報班
調整班		
後方支援班		
防疫指導班	→	防疫指導班
焼埋却班	→	焼埋却班
流通指導班	→	流通指導班
安全対策班	→	安全対策班

なお、総務広報班は、県対策本部会議終了後の知事記者会見準備を行い、プレスリリースを配布する。記者会見後は、市町村、県関係機関、関係団体へ資料を送付し情報提供を行う。以後、定期的に県対策本部会議を開催し、必要に応じて知事記者会見を行う。プレスリリースは、防疫措置の進捗状況について、毎日定時に行う。

防疫指導班は、全家保へ防疫措置開始を指示する。

以後、各班の行動は、防疫措置マニュアルを参照する。

メモ

第5 関連様式等

○ F M D 病性鑑定実施時の記録事項チェックリスト（家保用）

	報告の時期	連絡方法	時間	報告事項	内容
1	農家からの通報時	電話		発生農場名	
				通報内容	
				病鑑の出発予定時刻	
				到着予定時刻	
		FAX		別紙様式1のI	異常畜の届出
FAX		畜舎見取り図（家保把握）			
2	病鑑出発	電話		出発時刻	
3	現地到着	電話		到着時刻	
4	状況確認	電話		臨床検査の状況（FMDの疑い）	
5	画像データ受信・送信	パソコン		家保の受信時刻・畜産課への送信時刻	
6	状況報告 第1報	FAX		別紙様式1のII、2	病性鑑定
				別紙様式3-1，別紙様式4のI、II	疫学、事前調査
7	採材指示	電話		家保の受信時刻・現場への送信時刻	
8	検体採材	電話		採材検体数	
				農場出発予定	
9	状況報告 第2報	FAX		別紙様式3-2	疫学
10	農場出発	電話		農場出発時刻	
11	検体引渡し場所到着	電話		引渡し場所到着時刻	
				動衛研到着予定時刻	
12	状況報告 第3報	FAX		別紙様式4のIII、IV	事前調査
13	動衛研到着	電話		動衛研到着時刻	
				PCR検査結果判明予定時刻	
14	PCR検査結果	電話		PCR検査結果	
				ウイルス分離検査結果判明予定時刻	
15	ウイルス分離結果	電話		ウイルス分離検査結果	
	防疫計画			<ul style="list-style-type: none"> ○ 別紙様式5「防疫計画の概略」 ○ サブステーション、周辺対策集合場所、消毒ポイント設置場所 ○ 埋却場所、焼却施設 ○ 発生状況確認検査計画 	

異常家畜（FMD 疑い）の届出を受けた際の報告

通報受理者：〇〇家保 〇〇〇〇

通常受理日時：平成 年 月 日 時 分

I 通報報告時に確認する事項

○ 届出者（畜主以外は以下記入）

氏名（職業） (職業：)

住所

電話

○ 関連農場（管理者、従業員、鶏の行き来のある農場）

農場住所

農場名

電話

1 農場情報

農場住所	
農場名	
所有者氏名	
家畜種（※その他は山羊、めん羊）	乳用牛・肉用牛・豚・その他（ ）/繁殖・育成・肥育
飼養形態（ワーストル、つなぎ飼い、畜房で群飼等）	
飼養頭数	
畜舎数	
出荷（自粛）の状況	
その他関連事項（通報者、疫学情報、個体識別番号等）	

○ 連絡時刻等

所長への通報時間

畜産課への連絡時間

病鑑出発予定時間（到着予定時間） ()

病鑑実施者（農場立入者）氏名

2 通報の内容

○異常畜

（症状の概要(いつから、どんな症状)、異常畜の頭数、異常畜の日齢、異常畜の移動歴、異常確認日時、異常確認者等を含む）

○同居畜

(異常畜と同一房内の飼養畜の有無(ある場合は頭数、同居開始時期及び臨床症状の有無)、異常畜の隣接房の飼養畜の有無(ある場合は頭数及び臨床症状の有無)、異常畜飼養畜舎内の飼養頭数等を含む)

3 都道府県から等が農家等への指示の内容(既に指示している事項)

--

4. 農場訪問体制(2名以上であること、情報の送信等の際も1名は農場にとどまることを確認)

--

II. 農場立ち入り後に確認する事項(立入検査の結果)

臨床症状(写真の提供も依頼(焦点、光量に注意し、鮮明な画像とすること))※

(症状を確認した同居牛の範囲及び確認結果を含む)

--

飼養管理の状況(当該農場内における異常畜の配置の状況、家畜の移動状況等)※

--

当該異状の発生時期(所有者等の観察頻度や記録等も確認し推定すること(観察していなかったか等))※

--

飼養衛生管理の状況(異常畜の病歴・治療歴・従業員等の海外渡航歴等)※

--

現場の家畜防疫員の判断

--

※ 複数の異常畜がいる場合はそれぞれの個体ごとに整える。

III. 連絡等の時刻

農家等→家保の通報

家保出発

農場到着

都道府県→国の連絡(立入検査結果)

写真送付にあたり臨床検査の報告

千葉県 家畜保健衛生所

1 特定症状の確認

- 39.0℃以上の発熱。
- 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止。
- 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。）がある。
- 鹿の場合は、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内に水疱等がある。
- 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある。
- 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡している。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。

2 周囲の状況

- 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認される。
- 1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認される。

【防疫指針の別記様式1（畜産課から国へ報告）】

異常家畜の届出を受けた際の報告

千葉県 家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏名： (職業：)
住所： (電話番号)

- 3 異常家畜の所在
住所： (電話番号)
所有者氏名

- 4 届出事項
(乳用牛、肉用牛、豚等の畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き取ること。)
飼養頭数：
うち異常頭数

- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

- 6 既に講じた措置

- 7 その他関連事項：(疫学、個体識別番号等)：

- 8 届出者への指示事項

- 9 届出受理者指名：

- 10 処置
(1) 通報（時間）
所長： 都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査
氏名： 出発時間：

【国の聞き取り様式（畜産課から報告）】

異常家畜（FMD 疑い）通報の聞き取り様式

通報受理者：_____

通報受理日時：_____

I. 通報報告時に確認する事項

1. 農場情報

農場住所

農場名

家畜種（※その他は山羊、めん羊）

飼養形態（フリーストール、つなぎ飼い、畜房で群飼等）

飼養頭数

畜舎数

出荷（自粛）の状況

その他関連事項（通報者、疫学情報、個体識別番号等）

乳用牛・肉用牛・豚・その他（ ） / 繁殖・育成・肥育

2. 通報の内容

○異常畜

（症状の概要(いつから、どんな症状)、異常畜の頭数、異常畜の日齢、異常畜の移動歴、異常確認日時、異常確認者等を含む）

○同居畜

（異常畜と同一房内の飼養畜の有無(ある場合は頭数、同居開始時期及び臨床症状の有無)、異常畜の隣接房の飼養畜の有無(ある場合は頭数及び臨床症状の有無)、異常畜飼養畜舎内の飼養頭数等を含む）

3. 都道府県から当該農家等への指示の内容（既に指示している事項）

--

4. 農場訪問体制（2名以上であること、情報の送信等の際も1名は農場にとどまることを確認）

--

II. 農場立ち入り後に確認する事項（立入検査の結果）

臨床症状（写真の提供も依頼(焦点、光量に注意し、鮮明な画像とすること)）※

（症状を確認した同居牛の範囲及び確認結果を含む）

--

飼養管理の状況（当該農場内における異常畜の配置の状況、家畜の移動状況等）※

--

当該異常の発生時期（所有者等の観察頻度や記録等も確認し推定すること（観察していなかったか等））※

--

飼養衛生管理の状況（異常畜の病歴・治療歴・従業員等の海外渡航歴等）※

--

現場の家畜防疫員の判断

--

※ 複数の異常畜がいる場合はそれぞれの個体ごとに整える。

Ⅲ. 連絡等の時刻

農家等→家保の通報

--

家保出発

--

農場到着

--

都道府県→国の連絡（立入検査結果）

--

【防疫指針の別記様式3（畜産課から国へ報告）】

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：
氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
- 9 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 10 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 11 過去21日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
（1）人（獣医師、人工授精師及び削蹄師）：
（2）車両（家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び
たい肥運搬車両）：
- 12 たい肥の出荷先：
- 13 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10km、20km）、周辺農場
の家畜の様子等）：

別紙様式3-1 (牛)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)【牛】

1 調査年月日	平成 年 月 日 時 分	調査者	
2 農場名・住所			
所有者名		tel・fax	
3 管理責任者名		tel・fax	
従業員数			
4 家畜種			
飼養形態	搾乳・肉牛 (繁殖・一貫・育成・肥育・子取り)・乳肉複合		
畜舎数		構造	
5 飼養頭数	搾乳 頭,繁殖 頭,肥育 頭,育成 頭,ほ乳 頭,他 頭,計 頭		
6 病畜頭数	搾乳 頭,繁殖 頭,肥育 頭,育成 頭,ほ乳 頭,他 頭,計 頭		
病畜の名号 ・ 個体識別		生年月日	産歴・妊娠 状況
7 症状、病変及 び病歴			
8 病性鑑定材料			
9 当面の措置状 況			

別紙様式 3-2 (牛)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)【牛】

10 過去 21 日間に 当該農場に出入 りした家畜の履 歴	主な導入元	履歴	
	主な出荷先	履歴	
11(1) 過去 21 日 間に入出りした人 の履歴・巡回範囲	獣医師・人工授精師・削蹄師・その他		
11(2) 過去 21 日 間に入出りした車 両の履歴・巡回範囲	飼料購入先	飼料運搬車	
	生乳出荷先	集乳車	
	主な家畜商	家畜運搬車両	
	平時の死亡畜 処理業者	死亡家畜回収車両	
	糞尿処理方法	たい肥運搬車両等	
12 たい肥の出荷 先			
13 その他	周辺農場の戸数 (10 km、20 km)、周辺農場の家畜の様子等		
系列農場			
埋却地確保状況			

別紙様式3-1(豚・その他)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)【豚・その他】

1 調査年月日	平成 年 月 日 時 分	調査者	
2 農場名・住所			
所有者名		tel・fax	
3 管理責任者名		tel・fax	
従業員数			
4 家畜種			
飼養形態	一貫・肥育・子取り・その他		
畜舎数		構造	
5 飼養頭数	繁殖雄 頭,繁殖雌 頭,肥育 頭,育成 頭,ほ乳 頭,計 頭		
6 病畜頭数	繁殖雄 頭,繁殖雌 頭,肥育 頭,育成 頭,ほ乳 頭,計 頭		
病畜の名号 ・ 個体識別		生年月日	産歴・妊娠 状況
7 症状、病変及 び病歴			
8 病性鑑定材料			
9 当面の措置状 況			

別紙様式 3-2 (豚・その他)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)【豚・その他】

10 過去 21 日間に 当該農場に出入り した家畜の履歴	主な導入元	履歴	
	主な出荷先	履歴	
11(1)過去 21 日間に 出入りした人の履 歴・巡回範囲	獣医師・人工授精師・削蹄師・その他		
11(2)過去 21 日間に 出入りした車両の履 歴・巡回範囲	飼料購入先	飼料運搬車	
	主な家畜荷	家畜運搬車両	
	平時の死亡畜 処理業者	死亡家畜回収車両	
	糞尿処理方法	たい肥運搬車両等	
12 たい肥の出荷先			
13 その他	周辺農場の戸数 (10 km、20 km)、周辺農場の家畜の様子等		
系列農場			
埋却地確保状況			

FMD防疫作業に関する事前調査票

調査年月日：平成 年 月 日

調査者氏名：

農場名：

住所：

連絡先

I 農場概況

1 飼養家畜：

2 飼養形態：

3 飼養頭数：

4 畜舎構造等：畜舎数

畜舎構造

II 畜舎内の構造等

畜舎毎の形状を図示し、以下の内容を畜舎毎に明記する。

1 飼養頭数（畜舎毎）

2 構造

3 通路数と通路の幅（搬出重機への対応、家畜の移動）

4 出入り口

5 その他（繋留の有無等）

（別紙に記載してもよい）

Ⅲ 農場敷地内配置図（見取り図）

農場内の畜舎、その他の施設の配置図を示し、以下の設置場所を明記する。

- 1 殺処分場所
- 2 トラックへの積み込み場所
- 3 仮設テント（装備の脱着等）の設置場所
- 4 防疫ライン
- 5 休憩場所
- 6 埋却場所（農場内にある場合）

（別紙に記載してもよい）

IV その他

- 集合場所からの人員輸送方法

- ・サブステーションの場所
- ・人員輸送方法と距離

- 殺処分方法 → 埋却（自己所有地、その他）・移動レンダリング

- 埋却場所の確認と運搬方法

重機（バックホー）と運搬用トラックの必要台数

- 発生農家が保有する作業用機械の種類及び台数

	農場保有		不足数	
・ホイールローダー		台		台
・フォークリフト		台		台
・ボブキャット		台		台
・ダンプカー	t	台	t	台
・動力噴霧器		台		台
・水タンク	リットル	個	リットル	個
・その他				

- 堆肥の堆積状況と堆肥処理方針

- 尿・汚水の貯留状況と尿・汚水処理方針

参考資料) 防疫作業に必要な人員の算定について

1 基本数値

(1) 発生規模 乳牛 50～100頭
 肉牛 300～500頭
 豚 2000～3000頭

} (A)

(2) 人員構成 (A規模の場合)

係名		班 構 成					班 数	その他	計
		家畜防 疫員	獣医師	畜産関 係者	県職員	市町村			
評価	乳牛	1※1		3		1	1		5
	肉牛	1※1		3		1	4		17
	豚	1※1		3		1	3		13
殺処分	乳牛・注射	1	1	2	2		2		12
	肉牛・注射	1	1	2	1		8		40
	豚・注射	2		4	3		4		36
	豚・ガス			10	4		1	3※2	17
	豚・電気			10	3		1		13
運搬	殺処分畜	3			12		1	6※3	21
埋却	殺処分畜	2			5	3	1	2※4	12
消毒	畜舎等	1			20	2	1	2※5	25

※1 全班で1名のみ。 ※2 重機オペ1名と運転手2名。

※3 重機オペ3名と運転手3名。 ※4 重機オペ2名。 ※5 警察等2名。

2 人員算出

(1) 評価係

殺処分前に評価を完了する。

① 班数

- ・乳牛 必要な班数 (B) = 飼養頭数 ÷ (A) × 1
- ・肉牛 必要な班数 (B) = 飼養頭数 ÷ (A) × 4
- ・豚 必要な班数 (B) = 飼養頭数 ÷ (A) × 3

② 必要人員数 (C)

係名		班 構 成				班数 (B)	計 (a) × (B) + 1 = (C)
		家畜防 疫員	畜産関 係者	県職員	市町村		
評価	乳牛	1※1	3		1	4	
	肉牛	1※1	3		1	4	
	豚	1※1	3		1	4	

※1 全班で1名のみ。

(2) 殺処分係

① 構成班数

- ・乳牛 構成班数 (D) = 飼養頭数 ÷ (A) × 2
- ・肉牛 構成班数 (D) = 飼養頭数 ÷ (A) × 8
- ・豚 (注射) 構成班数 (D) = 飼養頭数 ÷ (A) × 4
- ・豚 (ガス) 構成班数 (D) = 飼養頭数 ÷ (A) × 1
- ・豚 (電気) 構成班数 (D) = 飼養頭数 ÷ (A) × 1

② 必要な班数

1 班の作業時間 (1 クール) を 8 時間とする。1 日 2 クール体制。

- ・乳牛 必要な班数 (E) = (D) × 2
- ・肉牛 必要な班数 (E) = (D) × 2
- ・豚 (注射) 必要な班数 (E) = (D) × 2
- ・豚 (ガス) 必要な班数 (E) = (D) × 2
- ・豚 (電気) 必要な班数 (E) = (D) × 2

③必要な人員数（F）

係名		班 構 成						班数 (E)	計 (a)×(E) = (F)
		家畜防疫員	獣医師	畜産関係者	県職員	その他	計 (a)		
殺処分	乳牛・注射	1	1	2	2		6		
	肉牛・注射	1	1	2	1		5		
	豚・注射	2		4	3		9		
	豚・ガス			10	4	3※2	17		
	豚・電気			10	3		13		

※2 重機オペ1名と運転手2名。

(3) 運搬係

①構成班数

$$\text{構成班数 (G)} = \text{飼養頭数} \div (\text{A}) \times 1$$

②必要な班数

1班の作業時間（1クール）を8時間とする。1日2クール体制。

$$\text{必要な班数 (H)} = (\text{G}) \times 2$$

③必要な人員数（I）

係名	班 構 成							班数 (H)	計 (a)×(H) = (I)
	家畜防疫員	獣医師	畜産関係者	県職員	市町村	その他	計 (a)		
運搬	3			12		6※3	21		

※3 重機オペ3名と運転手3名。

(3) 埋却係

①構成班数

$$\text{構成班数 (J)} = \text{飼養頭数} \div (\text{A}) \times 1$$

②必要な班数

1班の作業時間（1クール）を8時間とする。1日2クール体制。

$$\text{必要な班数 (K)} = (\text{J}) \times 2$$

③ 必要な人員数 (L)

係名	班 構 成							班数 (K)	計 (a) × (K) = (L)
	家畜防 疫員	獣医師	畜産関 係者	県職員	市町村	その他	計 (a)		
埋却	2			5	3	2※4	12		

※4 重機才へ2名。

(3) 消毒係

① 構成班数

$$\text{構成班数 (M)} = \text{飼養頭数} \div (\text{A}) \times 1$$

② 必要な班数

1班の作業時間(1クール)を8時間とする。1日2クール体制。

$$\text{必要な班数 (N)} = (\text{M}) \times 2$$

③ 必要な人員数 (O)

係名	班 構 成							班数 (N)	計 (a) × (N) = (O)
	家畜防 疫員	獣医師	畜産関 係者	県職員	市町村	その他	計 (a)		
消毒	1			20	2		25		

防疫計画の概略（現地家保から畜産課への報告）

1 防疫計画の概略

(1) 1日目のスケジュール

① 殺処分計画（1日のクール数、1クールの班数）

例）1クール（8時間）×2交代制 1クール〇〇班

② 農場清掃消毒（1日のクール数、1クールの班数）

③ 出入車両消毒（1日のクール数、1クールの班数）

(2) 防疫措置スケジュール

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目			
殺処分	←→								
運搬	←→	←→	←→						
焼埋却	←→	←→	←→						
消毒	←→	←→	←→						
検診	←→		←→						

2 人員の動員

(1) 県職員

① 殺処分作業

例）殺処分作業は1クール8時間で、

		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(1) 殺処分作業		200人						
1クール	0:00	100人						
2クール	8:00	100人						

② 消毒作業

例）消毒作業は1クール8時間で、2クール

		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(2) 消毒作業		12人						
	0:00	6人						
	8:00	6人						

③ 埋却作業

例) 埋却作業は1クール8時間で、2クール

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(3)埋却作業	10人						
0:00	5人						
8:00	5人						

④ 焼却作業

例) 焼却作業は1クール8時間で、2クール

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(4)焼却作業	8人						
0:00	4人						
8:00	4人						

⑤ 消毒ポイント作業

例) 消毒ポイント作業は1クール8時間で、3クール(24時間体制、25カ所)

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(5)消毒ポイント	114人						
0:00	38人						
8:00	38人						
16:00	38人						

⑥ 後方支援作業

例) 後方支援作業が1クール8時間で3クール(24時間体制)

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(6)サブステーション	12人						
0:00	4人						
8:00	4人						
16:00	4人						

合計

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
合計	人						
0:00	人						
8:00	人						
16:00	人						

(2) 自衛隊

- ・牛 900 頭、豚 9,000 頭以上の発生

又は発生が拡大している場合に依頼。

		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	
(1) 農場作業		140 人						
1 クール	0:00	70 人						
2 クール	8:00	70 人						

3 不足する資機材

(1) 消毒関係

炭酸ソーダ _____ 袋
消石灰 _____ 袋
消毒薬 ビルコンS _____ 本
その他 (_____) _____ 本

(2) 殺処分関係

ア 重機

ホイールローダー _____ 台 (うち、農場所所有 _____ 台)
フォークリフト _____ 台 (うち、農場所所有 _____ 台)
ボブキャット _____ 台 (うち、農場所所有 _____ 台)
ダンプカー _____ 台 (うち、農場所所有 _____ 台)
動力噴霧器・タンク _____ セット

イ 必要資材

電殺機・発電機・前掛け・金ブラシ・コードリール _____ セット
鎮静剤 セラクタール (牛) _____ 本
マフロパン (豚) _____ 本
殺処分 パコマ _____ 本
器具消毒用消毒剤 ビルコンS _____ 本
シリンジ (10ml) _____ 本
(20ml) _____ 本
(50ml) _____ 本
注射針 (18G) _____ 本
(21G) _____ 本
連続注射器 _____ 本
プライヤー _____ 本
保定用ロープ _____ 巻
カッター _____ 本

豚キーパー（雌用）	_____本
（雄用）	_____本
豚ワイヤー保定器	_____本
炭酸ガス	_____本
炭酸ガスキャリア	_____本
炭酸ガス注入ホーン	_____本
ガス開栓用レンチ	_____本
ガスホーン接続用レンチ	_____本
コンパネ（取っ手付き）	_____枚
寒冷遮	_____枚
ビニールシート	_____枚
コンパネ（取っ手無し）	_____枚
フレコンバッグ（500kg）	_____枚
ブルーシート	_____枚
ガソリン缶	_____個

（3） 評価関係

評価用紙（耐水用）・座版・ボールペン・鉛筆 _____セット
 カメラ _____台 ラッカー Sprey _____本
 注：デジタルカメラは、外装消毒が可能とすること

（4） 清掃関係

竹ぼうき _____本 角スコップ _____本
 一輪車 _____台 ちりとり _____個
 フレコンバッグ（500kg） _____枚

（5） 更衣関連

防護セット _____人分
 テント（又は除染テント注1） _____張
 簡易トイレ _____台 カップ _____人分 踏み込み消毒槽 _____個
 ごみ袋 _____袋 ガムテープ _____個 マジック _____本
 トイレトペーパー _____個 カッター _____本
 ラッカー Sprey（数色） _____本 洗浄用水（10Lタンク） _____個
 ポリバケツ _____個 ビニール袋（衣類保管等） _____枚
 油性マジック _____セット 救急用品 _____セット

（6） その他

4 現地対策本部の人員配置（氏名を記入）

本部長						
副本部長						
		防疫員	畜産課	県機関	市町村	その他
総務班	班長					
	企画調整係					
	調達係					
	動員係					
発生農場対策班	班長					
	リーダー (殺処分)					
	リーダー (焼埋却)					
	殺処分係					
	消毒係					
	焼埋却係					
後方支援班	班長					
	総務係					
	衛生管理係					
	資材管理係	衛生管理 係と兼務				

		防疫員	畜産課	県機関	市町村	その他	
周辺対策班	班長						
	総務係						
	検診係						
	追跡係						
	病性鑑定係						
	消毒P係						

※現地対策本部総務班、周辺対策班管轄家保以外の家保は所長及び病性鑑定担当3名残し。

(乳牛・肉牛・豚) 飼養農場での異常畜発生通報について

平成〇〇年〇〇月〇〇日()

畜産課

- ◎ 〇〇月〇〇日〇〇時、〇〇市の(酪農家・肉牛・養豚農場)の畜主から〇〇家畜保健衛生所へ、「肉用牛〇〇頭がよだれを流し、蹄、舌に水疱が見られる」との通報あり。
- ◎ 現在、同家保で農場へ立ち入り、病性鑑定実施中。
- ◎ 国への写真撮影データの送信は、〇〇時〇〇分頃の予定。
- ◎ 国より指示がある場合は、動衛研で、PCR(遺伝子)検査を実施。
- ◎ PCR検査の結果が判明するのは、〇〇時〇〇分頃になる見込み。

《概要》

1 農場概要

所在地：〇〇市〇〇町〇〇

飼育状況：〇〇(乳牛、肉用牛、豚) 〇〇〇頭(内訳)

2 異常発見の経緯

- ① 〇〇日午前〇〇時、飼料給与で、肥育牛〇〇頭のうち〇〇頭に、食欲のない牛を発見。
- ② 当該牛はよだれを流し、舌、蹄に水疱を確認したため通報。
- ③ 当該畜舎同居牛には今のところ異変は認められていない。
- ④ 他の棟においても異変は認められていない。

3 検査実施予定

〇〇時〇〇分	農場到着
	異常牛の状況確認、臨床所見の撮影、疫学調査
	画像データ等を家畜保健衛生所事務所送信
〇〇時〇〇分頃	家畜保健衛生所経由で畜産課から独立行政法人農業・食品産業技術研究機構動物衛生研究所へ画像データ等を送信
〇〇時〇〇分頃	同研究所から採材実施の決定通知見込み

(材料搬入指示の場合)

〇〇時〇〇分頃	検体を同研究所へ搬送予定
〇〇時〇〇分頃	同研究所のPCR検査結果判明見込み
〇〇日〇〇時頃	同研究所のウイルス分離検査結果判明見込み

4 対応方針

PCR検査結果が陽性の場合は、「初動時対応マニュアル」に沿って準備作業を開始。

5 その他

- (1) 検査の進行と対策本部立ち上げまでの動き 本マニュアル P 2 図
- (2) 知事・副知事・部局長等の行動 本マニュアル P 1 3 図

口蹄疫「疑い事例」の発生について

平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ）
 農 林 水 産 部 畜 産 課
 〇 4 3 - 2 2 3 - 2 9 2 7

県内の（乳牛・肉牛・豚）飼養農場において、口蹄疫が疑われる事例が発生しましたので、その概要をお知らせします。

《概要》

1 農場概要

所在地：〇〇市〇〇町〇〇

飼育状況：〇〇（乳牛、肉用牛、豚） 〇〇〇頭（内訳）

2 異常発見の経緯

- ① 〇〇日午前〇〇時、飼料給与で、肥育牛〇〇頭のうち〇〇頭に、食欲のない牛を発見。
- ② 当該牛はよだれを流し、舌、蹄に水疱を確認したため通報。
- ③ 当該畜舎同居牛には今のところ異変は認められていない。
- ④ 他の棟においても異変は認められていない。

3 検査実施予定

〇〇時〇〇分	農場到着
	異常牛の状況確認、臨床所見の撮影、疫学調査
	画像データ等を家畜保健衛生所事務所送信
〇〇時〇〇分頃	家畜保健衛生所経由で畜産課から独立行政法人農業・食品産業技術研究機構動物衛生研究所へ画像データ等を送信
〇〇時〇〇分頃	同研究所から採材実施の決定通知
〇〇時〇〇分頃	検体を同研究所へ搬送
〇〇時〇〇分頃	同研究所のPCR検査結果判明見込み

4 対応方針

PCR検査結果が陽性の場合は、「初動時対応マニュアル」に沿って準備作業を開始。

5 その他

- (1) 検査の進行と対策本部立ち上げまでの動き 本マニュアル P 2 図
- (2) 知事・副知事・部局長等の行動 本マニュアル P 1 3 図

発生農場周辺区域・移動制限区域・搬出制限区域内の畜産農家及び畜産関連施設

様式③

No	分類	農場名	農場住所	畜主名	成畜※1	肥育・育成 ※2	幼畜	合計	発生農場からの距離(m)	備考
1	肉牛	〇〇畜産	千葉県〇〇	千葉 太郎	60	70	90	220	300	
2	搾乳	〇〇牧場	千葉県〇〇	千葉 次郎	60		12	72	800	
3	養豚	〇〇農場	千葉県〇〇	鈴木 太郎		3,400		3,400	7,000	
4	山羊※3	〇〇ファーム	千葉県〇〇	鈴木 次郎	8			8	400	
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※1：牛24か月令以上、肥育牛（乳用牛種の雄牛及び交雑種の牛）17か月令以上 ※2：牛4か月令以上24か月令未満、肥育牛4か月令以上17か月令未満

※3：鹿、めん羊、山羊、いのしし等の飼養農場

口蹄疫防疫活動従事者動員計画

所属 No	所 属 課	名簿 人数	必要人数						備考
			防疫措置	焼埋却			消毒P	計	
1	農林水産政策課								
2	団体指導課								
3	生産振興課								
4	流通販売課								
5	担い手支援課								
6	農地・農村振興課								
7	安全農業推進課								
8	耕地課								
9	森林課								
10	水産課								
11	漁業資源課								
12	漁港課								
13	千葉農業事務所								
14	東葛飾農業事務所								
15	印旛農業事務所								
16	香取農業事務所								
17	海匝農業事務所								
18	山武農業事務所								
19	長生農業事務所								
20	夷隅農業事務所								
21	安房農業事務所								
22	君津農業事務所								
23	農林総合研究センター								
24	畜産総合研究センター								
25	北部林業事務所								
26	中部林業事務所								
27	南部林業事務所								
28	銚子水産事務所								
29	館山水産事務所								
30	勝浦水産事務所								
31	水産総合研究センター								
32	銚子漁港事務所								
33	南部漁港事務所								
	総計	600							

□蹄疫「患畜」の発生について

平成〇〇年〇〇月〇〇日（ ）

千葉県農林水産部畜産課

043-223-2927

平成〇年〇月〇日の〇〇時に〇〇〇市の農場で飼養されている牛について、□蹄疫の患畜であることを確認しましたので、その概要をお知らせします。

《概要》

1 農場概要

所在地：〇〇市〇〇町〇〇

飼育状況：〇〇（乳牛、肉用牛、豚） 〇〇〇頭（内訳）

2 異常発見の経緯

- ① 〇〇日午前〇〇時、飼料給与で、肥育牛〇〇頭のうち〇〇頭に、食欲のない牛を発見。
- ② 当該牛はよだれを流し、舌、蹄に水疱を確認したため通報。
- ③ 当該畜舎同居牛には今のところ異変は認められていない。
- ④ 他の棟においても異変は認められていない。

3 検査実施予定

〇〇時〇〇分 農場状況確認（〇〇家畜保健衛生所）

異常牛の状況確認、臨床所見の撮影、疫学調査

〇〇時〇〇分 独立行政法人農業・食品産業技術研究機構動物衛生研究所から

採材実施の決定通知

〇〇時〇〇分 検体を同研究所へ搬送

〇〇時〇〇分 同研究所のPCR検査結果で陽性のため「患畜」決定

4 これまでの対応状況

- （１） 家畜保健衛生による全生産者への注意喚起（リーフレットの一斉送信・電話）
（消毒の徹底・発生地周辺の通行制限・早期発見早期通報等）
- （２） 本庁各課連絡員への情報提供と対応準備要請
- （３） 市町村・県関係機関・畜産関係団体への情報提供と生産者等への周知依頼
- （４） 関係業界への情報提供と資機材等確保協力要請

- (5) 国・近隣都県への情報提供と疫学関連農場・施設等情報の提供協力要請
- (6) 疫学関連農場・施設に対する農場出入り制限等協力要請
- (7) 学校・動物園・ペット販売業者等偶蹄類飼育施設への注意喚起と協力要請
- (8) 陸上自衛隊（習志野第1空挺団）・県警本部への情報提供と対応準備要請
- (9) 備蓄資機材の確認と不足分の手配確認
- (10) 半径20km区域内農場に対する牛、豚等偶蹄類の移動・搬出禁止を指示
（現地家保で対応）

5 報道へのお願い

- (1) 発生農場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することのないよう御協力をお願いいたします。
- (3) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳、肉が市場に出回ることはありません。

畜産農家の皆様へ！！

口蹄疫侵入防止のため、下記の事項の再徹底をお願いします。

(1) 着替えの徹底

畜舎の出入り時の作業服の着替え、長靴の履き替えを徹底すること。

(2) 人・車両の立入制限

畜舎とその周辺区域を衛生管理区域としてわかるようにし、部外者の立入を制限すること。入場させる場合には、日時や氏名等を記録するとともに、専用長靴や専用服への着替えを実施すること。

また、農場関係者は他農場への立入を控えること。

(3) 消毒の徹底

農場（畜舎）出入口の車両の確実な消毒と畜舎周辺の石灰による徹底した消毒を行うこと。

(4) 給水用の水の消毒

給水用の水は原則として水道水を使用し、その他の水を使用する場合は消毒を行うこと。

(5) 疾病の早期発見、早期通報の徹底

毎日家畜の健康観察を行い、異常が確認されたら直ちに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所に通報すること。通報はルールを作成し、従業員にも周知すること。

(6) 最新情報の確認

農林水産省のホームページ等を通じて、伝染病の発生予防等に関する情報を積極的に把握すること。

【家畜保健衛生所連絡先】

No	名 称	所 在 地	電 話	F A X
1	中央家畜保健衛生所	千葉市花見川区三角町 656	043-250-4141	043-286-0090
2	東部家畜保健衛生所	東金市川場 1105-3	0475-52-4101	0475-52-3335
3	南部家畜保健衛生所	鴨川市八色 52	04-7092-2304	04-7092-1434
4	北部家畜保健衛生所	香取市岩ヶ崎台 12-1	0478-54-1291	0478-54-5996

関係機関・団体向け協力要請用資料
 (消毒ポイントの設置の例)



消毒ポイント設置場所					
No	ポイント名称	場 所	No	ポイント名称	場 所
①			⑪		
②			⑫		
③			⑬		
④			⑭		
⑤			⑮		
⑥			⑯		
⑦			⑰		
⑧			⑱		
⑨			⑲		
⑩			⑳		

※消毒ポイントでの消毒作業は、24時間実施しております。
 ※発生農場周辺区域の消毒ポイントでは、畜産関係車両は全車両消毒。一般車両は埋却終了まで全車両消毒、それ以降は消毒マットによる消毒を行います。
 ※移動禁止区域の消毒ポイントでは、畜産関係車両は全車両消毒。一般車両は消毒マットによる消毒を行います。
 ※口蹄疫まん延防止措置ですので、ご協力をお願いします。

メモ

防疫措置マニュアル

～ 対策本部立ち上げ以降 ～

《県対策本部事務局・現地対策本部の行動》

第1 県対策本部

1 県対策本部の設置

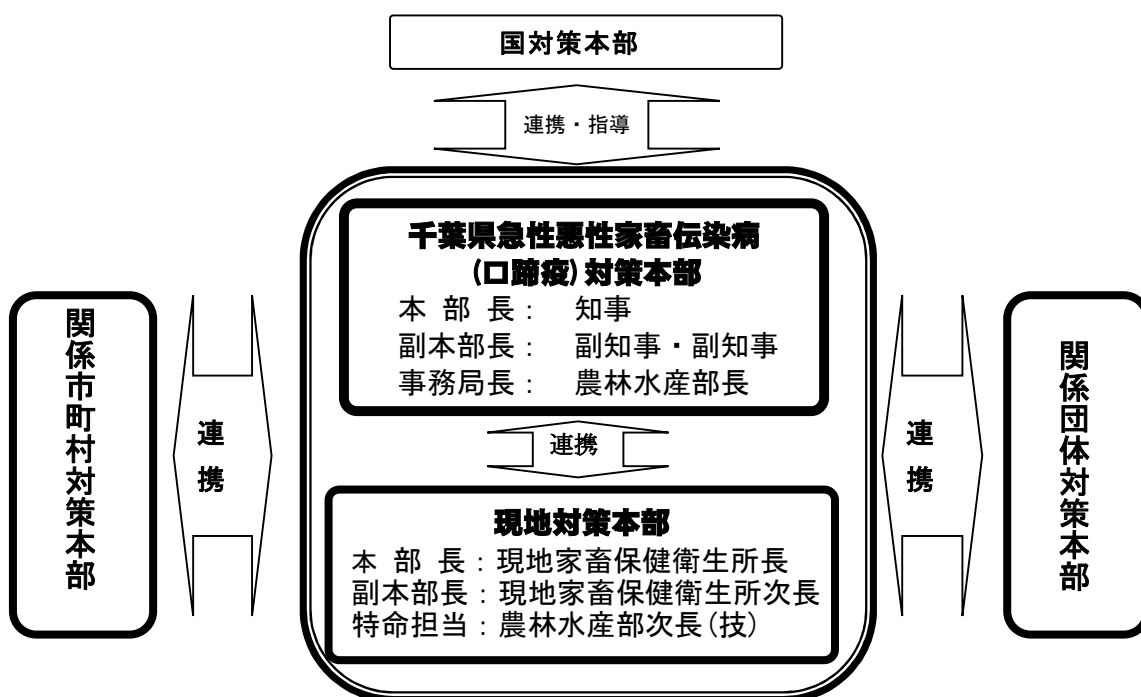
(1) 目的

県内又は隣接県で口蹄疫が発生した場合、その発生が及ぼす甚大な経済的影響や県民生活への影響を踏まえ、県と市町村、関係機関、関係団体が連携し、適切かつ迅速な防疫措置を図ることを目的として、千葉県急性悪性家畜伝染病（口蹄疫）対策本部を設置する。

(2) 組織体制

口蹄疫が発生した場合、図1に示すとおり県対策本部は国対策本部との連携・指導のもと防疫対策を行う。また、県対策本部及び現地対策本部は、発生地在市町村や関係団体に設置される対策本部と連携を取りながら防疫対応を行う。

図1 全体組織図



ア 県対策本部

県対策本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、農林水産部長を事務局長とし、現地対策本部は、現地家保所長を本部長、現地家保次長を副本部長、農林水産部次長(技)を特命担当とし、組織を円滑に機能させるため監視・指示する。

本部員は、図2に示すとおり関係部局の長で構成し、県対策本部のオブザーバーとして千葉県市長会、町村会長、関係市町村長、また県警本部長、防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者、その他対策本部長が必要と認める者で構成する。

図2 県対策本部の組織及び構成



＜連絡調整会議＞

総務部	総務課長		循環型社会推進課長		畜産課長
	学事課長		廃棄物指導課長	県土整備部	県土整備政策課長
	総務ワークション所長		生活安全課長		道路環境課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	経済政策課長	出納局	出納局長
	報道広報課長		経営支援課長	水道局	総務企画課長
防災危機管理部	危機管理課長	農林水産部	農林水産政策課長	企業庁	企業総務課長
健康福祉部	健康福祉政策課長		団体指導課長	病院局	経営管理課長
	疾病対策課長		流通販売課長	教育庁教育振興部	学校安全保健課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	県警本部	県警本部長が指名
環境生活部	環境政策課長		農地・農村振興課長		
	自然保護課長		安全農業推進課長		

イ 県対策本部事務局

県対策本部の事務を遂行するため農林水産部長を事務局長、農林水産部次長、環境生活部次長、健康福祉部長が指名する者を事務局次長とし、関係課から配属された者で構成する対策本部事務局を置く。

対策本部事務局は、総括・広報・連絡調整を司る総務広報班、現地対策本部の防疫活動に関する事務を司る防疫指導班、焼埋却班、安全対策班、流通指導班の5班集体で構成する。

表1 事務局員

所 属		人数	班 名				
			総務広報	防疫指導	焼埋却	安全対策	流通指導
総務部	総務グループ	1	1				
防災危機管理部	危機管理課	1	1				
健康福祉部	健康福祉政策課	1	1				
	疾病対策課	1				1	
	衛生指導課	1				1	
環境生活部	循環型社会推進課	1			1		
	廃棄物指導課	1			1		
	自然保護課	1				1	
商工労働部	経営支援課	1					1
農林水産部	農林水産政策課	1	1				
	団体指導課	1					1
	流通販売課	1					1
	農地・農村振興課	1					1
	安全農業推進課	1			1		
	畜産課 ※	12	1	8	1	1	1
県土整備部	県土整備政策課	1	1				
	道路環境課	1		1			
教育庁教育振興部	学校安全保健課	1				1	
計		29	6	9	4	5	5

※ 畜産課事務局員：総務広報班（副課長（技）、企画経営室主幹、生産振興班長）、防疫指導班（家畜衛生対策室）、焼埋却班（環境飼料班長）、安全対策班及び流通指導班（企画経営室長）

表2 関係機関の役割

所 属		役 割
農林水産部	農林水産政策課	1 部長室及び部内各課との調整 2 庁内関係各部署との調整（各部署主管課への動員等協力要請） 3 課員の動員（本部事務局・防疫活動従事者） 4 予算の確保（財政課等との調整）
	団体指導課	1 食肉等の流通・販売業者に対し必要な支援策 2 移動制限区域内の畜産農家及び風評被害により一時的に経営継続が困難となる畜産農家及び加工販売等の業者に対し必要な支援措置 3 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	流通販売興課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	農地・農村振興課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	安全農業推進課	1 風評被害等による支援策の相談対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	畜産課	1 国との連絡調整・協議 2 家畜保健衛生所の防疫対応支援・指導 3 関係機関・団体等との連絡調整・協力要請 4 県対策本部の立ち上げ準備及び本部事務局運営体制整備準備 5 移動制限・搬出制限区域の設定 6 制限区域内の農場及び畜産関連施設の把握 7 防疫措置計画の決定 8 防疫措置要員動員計画作成 9 重機・資機材等の調達準備 10 防疫作業現場の作業環境管理と作業管理
	その他部内各課	主管課からの要請に基づく課員の動員（防疫活動従事者）
総務部	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の安全管理・健康管理
健康福祉部	健康福祉政策課	1 部内の連絡調整 2 現地活動従事者の健康診断に関わる保健師等の確保 （総務ワークステーション、疾病対策課及び政令市との調整） 3 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）
	疾病対策課	1 現地活動従事者の健康診断に関わる医師・看護師の確保 （健康福祉政策課との調整含む。） 2 現地活動従事者の感染防止や感染を疑う症例への対応 3 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	衛生指導課	1 と畜場対策 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）

		3 動物取扱業に関すること
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	環境政策課	1 部内の連絡調整 2 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 （資源循環推進課、廃棄物指導課との調整） 3 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）
環境生活部	廃棄物指導課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（現地作業従事者）
	循環型社会推進課	1 処分家畜、汚染物品（生産物、飼料等）の焼埋却処分への対応 2 主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	生活安全課	環境に関する問い合わせ対応
	自然保護課	野生動物に関する問い合わせ対応
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
	県土整備政策課	1 部内の連絡調整 2 部内各課への動員要請（農林水産政策課からの要請を受け）
県土整備部	道路環境課	1 消毒ポイントの設置に係る許可申請対応（関係機関との調整） 2 消毒ポイントの設置に必要な資機材の手配（土木事務所と調整）
	その他の部内各課	主管課からの要請による課員の動員（防疫活動従事者）
防災危機管理部	危機管理課	1 部内の連絡調整 2 自衛隊要請に関すること
商工労働部	経営支援課	消費者・生産者等からの相談に関すること
教育庁	教育振興部学校安全保健課	1 学校に対する広報、指導に関すること 2 学校等の飼育動物、動物取扱い業務に関すること
県警本部	交通規制、道路使用許可等 への対応	

ウ 連絡調整会議

県対策本部設置後は、本部会議の円滑な執行を補助するため、庁内関係課長等で構成する連絡調整会議を開催する。その構成員は、表3に示す課長等となる。また、対策本部との連絡調整のため、それぞれの課に連絡員を配置する。

表3 関係機関の役割

部	構成員	業務内容
総務部	総務課長	部内連絡調整
	学事課長	私立学校等への情報提供、対応相談等
	総務ワークステーション	防疫活動従事者等の健康管理
総合企画部	政策企画課長	部内連絡調整
	報道広報課長	広報・広聴、報道機関対応
防災危機管理部	危機管理課長	危機管理対応
健康福祉部	健康福祉政策課長	部内連絡調整
	疾病対策課長	健康相談対応、防疫活動従事者の感染防止対策
	衛生指導課長	と畜場・食鳥処理場対策、食肉に関する相談対応
環境生活部	環境政策課長	部内連絡調整
	自然保護課長	野生鳥獣等の相談対応
	循環型社会推進課長	汚染物品等の焼却等支援
	廃棄物指導課長	汚染物品等の焼却等支援
	生活安全課長	消費者からの相談対応
商工労働部	経済政策課長	部内連絡調整
	経営支援課長	経済支援策
農林水産部	農林水産政策課長	部内連絡調整
	団体指導課長	経済支援対策
	流通販売長	畜産物の風評被害対策
	担い手支援課長	生産現場への指導対策
	農地・農村振興課長	埋却処理に係る諸手続等
	安全農業推進課長	畜産物の風評被害対策
	畜産課長	防疫措置全般に関すること
県土整備部	県土整備政策課長	部内連絡調整
	道路環境課長	消毒ポイントを設置する道路に係る関係機関の調整
教育庁教育振興部	学校安全保健課長	庁内連絡調整、公立学校等への情報提供、対応相談等
県警察本部	県警本部長が指定する者	通行遮断、移動制限、交通規制、道路使用許可等

2 県対策本部事務局班別業務内容

班名	班長	担当課	業務内容
総務広報班	畜産課副課長技	畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動従事者（動員含む）の人事管理及び人件費に関する事。 2 予算の確保及び執行事務に関する事。 3 活動従事者の宿泊施設の確保に関する事。 4 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。 5 防疫措置用資材・器材の調達に関する事。 6 報道広報課との調整に関する事。 7 取材対応に関する事。 8 議会・議員対応に関する事。 9 関係機関・団体等の広報活動要請と広報内容の助言・指導に関する事。 10 知事記者会見・プレスリリース・記者ブリーフィング用原稿に関する事。 11 県ホームページ原稿作成と掲載に関する事。
	畜産課企画経営室室長	農林水産政策課 危機管理課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置・本部員会議の開催に関する事。（会議の招集及び会議資料の調整・編集等） 2 関係各課連絡員との調整に関する事。 3 市町村、関係機関・団体との調整に関する事。（緊急連絡窓口、連絡員会議の招集） 4 県警察本部及び自衛隊との連絡調整に関する事。 5 現場連絡担当として現地対策本部へ派遣 6 現場連絡担当としてサブステーションへ派遣 7 市町村、現場連絡担当者との連絡窓口
	生産振興班長	総務ワークステーション 健康福祉政策課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 サブステーションの施設確保に関する事。 2 防疫活動従事者の確保及び健康管理に関する事。 3 防疫活動従事者の輸送に関する事。 4 防疫活動従事者の食糧等手配に関する事。 5 防疫資材・機材等物資の調達に関する事。
防疫指導班	家畜衛生対策室室長	畜産課 （家畜衛生対策室）	<ol style="list-style-type: none"> 1 国（衛生課・動物衛生研究所）との連絡調整に関する事。（病性鑑定、検査材料送付、殺処分・焼却処理等防疫措置方針、国調査チーム・支援チーム・連絡員受け入れ） 2 他県との連絡調整に関する事。 3 現地対策本部の防疫対策に対する助言・指導に関する事。（防疫措置・疫学調査、消毒ポイント設置等） 4 家保の動員体制に関する事。 5 防疫措置用資材・機材の調達に関する事。 6 移動・搬出制限区域の設定、縮小、解除に関する事。 7 告示に関する事。 8 情報収集及び整理等に関する事。
焼却班	環境飼料班長	循環型社会推進課 廃棄物指導課 県土整備政策課 道路環境課 農地・農村振興課 畜産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 焼却施設の調整・確保に関する事。 2 埋却用地の調整・確保に関する事。 3 埋却作業用大型重機（掘削機、運搬用車両等）の手配に関する事。 4 焼却却要員の確保と管理に関する事。（重機オペレーター含む） 5 焼却数量の確認に関する事。 6 消毒ポイントの設置及び運営に関する事。
安全対策班	企画経営室長	衛生指導課 自然保護課 疾病対策課 学校安全保健課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民等からの問い合わせへの対応に関する事。 2 防疫活動従事者への健康調査及び傷病対応に関する事。 3 と畜場等の対策に関する事。 4 学校及び動物取扱業者等に対する情報提供と協力要請に関する事。 5 野生動物対策に関する事。 6 肉等の安全性に関する事。 7 飼育動物についての相談に関する事。 8 人からの健康相談等に関する事。
流通指導班	企画経営室長	流通販売課 安全農業推進課 経営支援課 団体指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉等の生産・流通・販売業者に対する支援に関する事流通対策 2 県民からの消費生活に係る相談に関する事。 3 風評被害に係る相談に関する事。 4 県ホームページ掲載等の広報に関する事

3 県対策本部事務局行動マニュアル

(1) 総務広報班

ア 総括・連絡調整

業 務	作業内容	備 考
対策本部会議の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場の確保・設営 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎5階大会議室 ・管財課庁舎管理室と調整する。 ・会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子） 2 本部会議資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・会議資料（知事レク資料から抜粋し作成） ・会議進行表 3 会議の進行 <ul style="list-style-type: none"> ・司会：農林水産部次長（事） ・座長：知事 ・説明：農林水産部長又は畜産課長 4 時間外開催の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・管財課庁舎管理室、守衛本部（内4600）と事前に調整し、外部人員リストを提出し裏口入り口で出迎える。 ・20時以降は電気室（内4666）にエレベーターの運行を依頼する。 	初動時対応マニュアル第6対策本部関連資料等を参考に作成。
連絡調整会議の開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡調整会議は、対策本部会議で新たな防疫対策が決定した場合に発生情報の共有化と具体的な対策を関係部局に依頼するため開催するが、合同開催となる場合もある。 2 会場の確保・設営 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎5階大会議室 ・管財課庁舎管理室と調整する。 ・会場の設営（ネームプレート、案内板、机、椅子） 3 会議資料の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況と防疫措置状況 ・今後の防疫対策について ・各部局への依頼事項について 4 会議の進行 <ul style="list-style-type: none"> ・司会：農林水産部次長（事） ・座長：農林水産部長 	

業 務	作業内容	備 考
連絡担当者との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡担当者名簿は、事務局担当から入手する。 2 会議通知の送付 3 発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時メールにて資料を配付し、情報の共有化をする。 	
市町村、関係機関、団体との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。 ・質問等に対応する。 ・市町村の対応は、発生地在市町村、消毒ポイント等が設置される市町村は現地対策本部が対応し、それ以外の市町村について対応する。 2 関係機関、団体との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況・防疫措置状況などをとりまとめ、随時情報提供する。 ・質問等に対応する。 ・必要に応じて、県域団体連絡会議を開催し、状況を周知する。 	
現場連絡担当の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場連絡担当は、農場からの定時報告をとりまとめ、総務・広報班へ報告する。 2 現地対策本部、サブステーションにそれぞれ1名派遣する。報告の流れは、農場からの報告をサブステーションの現場連絡担当が受け、現地対策本部の現場連絡担当へ連絡する。現地対策本部の現場連絡担当が総務・広報班へ報告する。 3 定時報告は、防疫活動従事者数、処理頭数、自衛隊の活動状況及び防疫活動従事者の健康状態等。 4 従事する時間 <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部では、農場での作業開始から終了まで、交代時間は担当で調整する。 ・サブステーションでは、サブステーション集合時間から農場での作業終了まで。 5 交通手段の確保 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の公用車使用について管財課と調整する。 	<p>【様式】 防疫作業定時報告</p>

イ 広報・広聴

業 務	作業内容	備 考
報道広報課との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレスリリース 2 対策本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・席次表 ・配付資料 3 記者会見 <ul style="list-style-type: none"> ・記者会見席次表内容 ・知事コメント内容 ・記者会見場所の準備・対応をお願いする。 4 報道機関への対応 	
対策本部会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部会議通知を報道機関へ2時間前（最短でも1時間半前）までに行う。 2 対策本部会議の冒頭に報道機関を入れる。 	
記者会見	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部会議終了後の記者会見では、「プレスリリース」、「記者会見席次表」、「知事コメント」を配布する。 2 出席者は、事務局次長、畜産課長、家畜衛生対策室長と調整して決める。 3 深夜・休日の報道機関への資料提供は、報道室から記者クラブ幹事社へ連絡後、畜産課又は事務局から報道室設置 FAX を用いて各報道機関に送付する。 4 記者会見で発表する内容 <ul style="list-style-type: none"> ・初発時の患畜発生 ・清浄性確認検査で陰性 ・移動制限区域の解除 ・全ての防疫措置が終了 ・自衛隊を要請 ・その他必要な事項 	
秘書課との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部会議の知事出席 2 記者会見の知事対応 3 知事コメント内容 	
プレスリリース	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1報は、患畜決定後、国と同時に実施。 2 発生状況確認検査、清浄性確認検査 3 消毒ポイント及び規制情報 4 2例目以降の発生情報（経過、発生頭数等） 5 その他状況に応じて作成する。 	<p>初動時対応マニュアル第5関連様式等を参考に作成</p>

業 務	作業内容	備 考
県ホームページへの掲載	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレスリリースと同時に県ホームページに掲載する。 2 報道広報課と掲載の日時等を決めておく。 3 県民向け、畜産農家・関係者向けの広報ホームページも併せて準備する。 4 情報提供は、プレスリリース、Q&A、対策本部会議資料等可能な限り県ホームページに掲載する。 5 県ホームページへの掲載手続きは、流通指導班が行う。 	
取材対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道関係からの取材電話対応は、原則、取材対応職員（管理職）とし、取材対応職員以外でも答えられる内容（プレス発表した事項）については、総務・広報班担当で対応する。 2 取材対応職員が不在の場合は、質問事項をまとめておき、後に回答する。 3 取材電話を受けたら取材電話記録票に記載する。 4 マスコミ等から個別取材の要請があった場合は、取材対応職員及び報道広報課と調整する。 	【様式】 取材電話記録票
議会・議員対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前に連絡する県議会議員のリストを部議担と調整の上作成しておく。 2 県議会議員リストを元にプレスリリース資料を事務局から FAX で送付する。FAX 送信の際には、誤送信がないように2名で確認して行うこと。 3 必要に応じてプレスリリース以外の資料を作成し、FAX で送付する。 4 議員からの問い合わせは、取材対応職員が回答する。 	
関係機関・団体対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前に連絡する関係機関・団体リストを作成しておく。 2 プレスリリース資料等を FAX で関係機関・団体に送付する。 3 広報用資料を作成し、関係機関・団体から広報するよう依頼する。 	

ウ 資機材等の調達支援

業 務	作業内容	備 考
資機材の調達	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部から報告のあった別紙様式4-3-(3)により不足する資機材の調達を行う。 2 動員計画に対応した防護服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴の在庫確認と手配。 3 消毒薬、消石灰、消毒用マット及び破棄物回収・保管用袋（フレコンバック）の在庫確認と手配。 4 農場、サブステーション及び消毒ポイントで使用する暖房器具の手配。 5 現地農場、消毒ポイントで使用するテント、テーブル、椅子、仮設トイレ等の手配。 6 防疫活動従事者の着替え用下着（靴下、トランクス、Tシャツ）等の準備。 7 発注先リストを参考に必要な物品を調達する。 8 ホームセンターで扱う用品については、協定締結したNPO法人コメリ災害対策センターを利用することも可能。 9 重機作業については、県建設業協会と協定を締結している。不足する場合は、レンタル業者から調達する。 10 資機材の納品は、サブステーションとなる。必ずサブステーションでの担当者又は責任者が確認、検品し、その結果を報告させること。 	
食糧の調達	<ol style="list-style-type: none"> 1 動員計画に対応した食糧、飲物の配給計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・昼食、夕食の弁当、飲物 ・農場作業での水分補給のため飲物を確保 ・農場作業者に配慮した食材の選択 ・自衛官分も含めること 2 給食業者、食料品業者の選択、仮予約。 3 現地対策本部、サブステーション、消毒ポイントへの配達方法。 	
経費の支払い	<ol style="list-style-type: none"> 1 資機材費、レンタル費、食料費等の支払い業務。 2 経費については、現地対策本部と調整すること。 	
サブステーションの施設確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部から報告のあったサブステーションの候補施設について調整する。 2 駐車場の確保 3 更衣室の確保 	

エ 県警察本部及び自衛隊との連絡調整

業 務	作業内容	備 考
県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒ポイント、通行遮断の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント・通行遮断箇所の情報提供 ・県警察本部からの助言 ・管轄警察署への連絡を要請 2 警察官の動員、資材提供の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント、通行遮断箇所へのパトカー配備。 3 許可関係 <ul style="list-style-type: none"> ・道路使用許可（消毒ポイントが道路の場合） ・通行許可（道路規制か所を通過する場合） ・管轄警察署への連絡を要請 4 対策本部会議への出席依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・オブザーバーとして出席。 	
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 派遣要請 自衛隊への要請は、大規模農場での発生の場合又は感染が拡大しており加速度的に発生が増加する場合に行う。 例) 発生規模による自衛隊への動員要請例 牛600頭又は豚60,000頭以上の農場 2 自衛隊派遣要請の手続きは、事前に農林水産省から防衛省への調整が必要であるため、知事、副知事、農林水産部長に説明後、農林水産部長から農林水産省動物衛生課長あて、状況説明と派遣要請方針を連絡する。その後、対策本部会議を開催して、自衛隊派遣要請を決定する。 3 自衛隊派遣要請は、防災危機管理部危機管理課を通じて行う。 4 写真判定の結果、疑い事例となった時点で、自衛隊から連絡幹部が県対策本部に派遣される。以後、自衛隊への連絡は連絡幹部を通じて行う。 5 自衛隊の活動基地として体育館等の施設を確保する。 6 自衛隊員の食糧は、自衛隊で対応することとなっているが、確認すること。 7 自衛隊員の入浴施設を用意する。 	<p>【様式】 自衛隊の災害派遣について(要請)</p> <p>【様式】 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(要請)</p>

オ 防疫活動従事者の管理

業 務	作業内容	備 考
動員要請	<p>1 防疫活動従事者</p> <p>防疫措置計画に沿って現地防疫活動従事者（以下「従事者」という。）の動員計画を立て、農林水産部各課の連絡責任者へ動員要請を行う。（様式④参照）農林水産部局だけでは従事者が不足する場合は、その他の部局職員の動員要請を検討する。</p> <p>また、市町村職員及び畜産関係者が必要な場合は関係機関へ動員要請する。</p> <p>発生農場への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。</p> <p>2 獣医師</p> <p>(1) 県職員</p> <p>防疫措置計画に基づき獣医師の動員計画を立て、農林水産部局の獣医師を要請する。不足する場合は、全庁から獣医師を要請する。</p> <p>(2) 団体獣医師及び民間獣医師</p> <p>動員計画で、獣医師が不足する場合は、千葉県農業共済組合連合会及び千葉県獣医師会に獣医師の派遣を要請する。</p> <p>(3) 他県職員獣医師及び国職員獣医師</p> <p>動員計画で、獣医師が不足する場合は、現地対策本部と協議し、対策本部会議の決定により、農林水産省動物衛生課に他県職員獣医師及び国職員獣医師の派遣を要請する。</p> <p>3 その他</p> <p>人員確保ができれば、各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。</p>	<p>【様式】</p> <p>班別人員補充名簿</p>
健康管理	<p>1 従事者の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に提出された防疫活動従事者名簿（1,000人名簿）について、「<input type="checkbox"/>蹄疫防疫作業職員の選定基準」により総務ワークステーションは、健康に問題のある職員を除外する。 ・県職員でない者を動員する場合は、相手先に「<input type="checkbox"/>蹄疫防疫作業職員の選定基準」を示して健康に問題の 	<p>【資料】</p> <p><input type="checkbox"/>蹄疫防疫作業職員の選定基準</p>

業 務	作業内容	備 考
輸 送	<p>ない者を選定するよう依頼する。</p> <p>2 作業前健康管理 総務ワークステーションは、サブステーションに集合した従事者が記入した「作業従事の調査票」をもとに健康状態がよくない場合は、作業の中止をアドバイスする。</p> <p>3 傷病対応 作業中に疾病またはケガが発生した場合の対応として、サブステーションに保健師等を配置する。</p> <p>1 動員計画に基づき農場とサブステーション間の移動手段（バス）の確保 ・バス会社に必要台数を予約する。</p> <p>2 宿泊者のための宿泊施設とサブステーション間の移動手段の検討</p> <p>3 農場及びサブステーションでのバス駐車スペースの確保</p> <p>4 移動経路の確保と交通規制、道路状況の確認 ・経路に交通規制がある場合（時間帯による車両進入規制等）は、警察署に通行許可申請が必要。 ・降雪時の対応</p>	
宿 泊	<p>1 他県職員、国職員等のため宿泊施設の確保を行う。作業時間も宿泊施設利用を前提に考える。 ※県職員は、原則、宿泊はしない。</p> <p>2 国を通じて、派遣される他県職員、国職員を確認し、派遣職員の住所、氏名、振り込み口座リストを作成する。</p> <p>3 派遣職員に集合時間・場所、宿泊施設、作業スケジュールを通知する。また、支払いに必要な領収証等を保管するよう依頼する。</p> <p>4 派遣終了後、経費の領収証等の送付を受け、支払い処理を行う。</p>	

(2) 防疫指導班

ア 連絡調整

業 務	作業内容	備 考
農林水産省 動物衛生課との 調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫指導班は、国との協議の窓口となる。 2 国が決定した防疫方針に従い、防疫措置が円滑に進むよう検討する。 3 農林水産省から派遣された職員と連携を密にして防疫対策にあたる。 	
他県との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物衛生研究所に検体を送付した時点（病性鑑定の依頼）で、隣接都県の家畜衛生担当者に情報提供を行う。病性鑑定結果判明後も直ちに連絡する。情報提供の内容は、①症状、②死亡頭数、③発生疑い農場の概要（住所、家畜の種類、飼養形態）、④病性鑑定結果判明予定時間とする。 2 発生後は、随時連絡調整を行い、連携して防疫措置にあたる。 	
現地対策本部との調整	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の防疫方針、県対策本部の決定事項について、速やかに指示するとともに、防疫措置計画の変更が必要な場合は、現地対策本部と協議の上進める。 2 防疫作業に必要な資機材の不足については、総務・広報班等と調整して手配にあたる。資機材の調達先、納品時間・場所を現地対策本部に連絡する。 3 防疫作業に必要な物品については、原則、現地卓策本部でとりまとめ、家畜保健衛生所で支出事務を行い、畜産課は予算を令達する。見積書、請求書、納品書を整理しておくよう指導する。 	

イ 防疫対策

業 務	作業内容	備 考
家畜伝染病予防法	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部から制限区域の報告を受け、政策法務課と調整の上、移動制限区域及び搬出制限区域を設定し、県報登載事務を行う。 2 殺処分家畜の評価事務。 3 ワクチン使用及び予防的殺処分時の法的事務。 4 防疫措置に係った経費の申請事務。 	
防疫措置計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫措置計画に変更が必要な場合は、現地対策本部と調整し、動物衛生課と協議の上、県対策本部で計画変更を決定する。 	

業 務	作業内容	備 考
資料作成	<p>2 消毒ポイントの運営において、問題が生じた場合は、焼埋却班と連携して解決にあたる。</p> <p>道路許可関係で説明が必要な場合は防疫指導班が説明を行う。</p> <p>会議資料、プレスリリース、広報資料作成に協力する。</p>	

ウ 防疫措置要員の確保

業 務	作業内容	備 考
防疫活動従事者	<p>1 防疫活動従事者の動員は、総務・広報班が主体として行うが、現地対策本部の防疫措置計画への助言、動員報告を検討して必要人数を決定する。</p> <p>2 現地への防疫活動従事者等の動員の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場対策班に関しては、家畜防疫員を班長とリーダーとして配置し、農業事務所などの畜産経験のある防疫活動従事者をサブリーダーとして据える。また、サブリーダーに関しては、3日間以上、連続して従事できるように動員要請段階で配慮する。（一般作業員と分ける。） ・獣医師以外の動員の優先順位は、県職員（農林水産部、次にその他の部局）、市町村職員、農協等、関係団体職員等とする。 ・発生地への動員は、発生市町村及びその隣接市町村の居住者を優先し、一旦動員した人員は、原則として周辺対策班には動員しない。 ・サブステーションまでの交通手段を考慮して、作業終了時間で帰宅が困難にならないように作業班構成を配慮する。 <p>3 動員の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部からの動員不足報告。 ・防疫従事者名簿より各班の不足人員を選定する。それでも不足する場合は、関係部局、関係団体の優先順位により選定する。 ・各班別の人員補充名簿を作成し、現地対策本部に連絡する。 ・防疫活動従事者は、「口蹄疫防疫作業職員の選定基準」により、各種疾患治療中の者、妊娠している者、高血圧の者等については従事者の候補から除外するよう配慮する。 	

エ 予防的殺処分

業 務	作業内容	備 考
予防的殺処分の実施の判断	<p>予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするもので、農林水産省がまん延防止を図る上で真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として判断した場合に実施する。なお、予防的殺処分の実施が決定した場合には、農林水産省から予防的殺処分について定めた緊急防疫指針が公表される。</p> <p><緊急防疫指針で定めた事項></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実施時期 ② 実施地域 ③ 対象家畜 ④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無 ⑤ その他必要な事項 	
対象家畜の評価	<p>発生農場での殺処分家畜と同様の評価方法とする。</p> <p>この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。</p>	
ワクチン等の譲与又は貸付け	<p>ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合は、別記様式による受領書を発行する。また、ワクチン及び注射関連資材を使用した場合には、使用した旨、農林水産省消費・安全局長に別記様式「口蹄疫予防液使用報告書」により報告する。なお、抗ウイルス資材の場合もこれらの様式に準じたものとする。</p>	<p>【様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受領書 ・口蹄疫予防液使用報告書
ワクチン接種	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施する。 2 原則として接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。 3 注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うこと。 4 未開梱のワクチンは、動物衛生課及び動物検疫所と調整し変換する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては焼却処分するなど適切に処理を行う。 	

(3) 焼埋却班

ア 埋却

業 務	作業内容	備 考
<p>埋却要件の確認</p> <p>資材・機材の調達及び配備</p> <p>報告事項</p>	<p>埋却用地として農場が用意した土地又は公用地について、以下の確認をする。</p> <p>1 地理的、地形的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の民家、道路、鉄道等との距離。 ・河川、湖、池等との距離。（諸外国では、30～100m離れていることが選定条件） ・井戸に近い場所、飲用水源の上流域、地下水位の高い場所は避ける。（諸外国では、30～150m離れていることが選定条件） ・文化財が埋蔵されていない。 ・土砂崩れや浸食が起きにくい場所。 ・岩や砂利を多く含んでいると掘削が難しい。 <p>2 作業・管理要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や家畜あるいは野生動物が近づかない場所。 ・飼養頭数に見合った面積。 ・作業動線の確認。 ・3年後の埋却地の用途。 <p>3 市町村と連携して周辺住民等に対する説明会</p> <p>埋却作業に必要な資材・機材について、現地対策本部から要請があれば、総務・広報班と連携して調達・配備にあたる。</p> <p>1 作業計画等について、現地対策本部から報告を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所 ・埋却溝の掘削位置、重機の配置、殺処分家畜搬入の動線 ・作業の安全確保上の留意事項 ・まん延防止に関する留意事項 ・緊急時の連絡先と事故等が起きた際の対応 ・詳細な天気予報 <p>2 現地対策本部から毎日作業報告を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋却数量 ・作業者数 ・使用した重機数 ・その他必要な事項 	<p>【様式】 埋却作業報告</p>

(4) 安全対策班

ア 食品の安全性確保・風評被害防止対策

業 務	作業内容	備 考
食品の安全性に関する相談対応等 風評被害防止のための広報活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、衛生指導課、疾病対策課、各健康福祉センターあて、Q&A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼する。 2 各相談窓口の電話番号を再確認するとともに、一覧表を作成し、流通指導班に報告する。 （ホームページ掲載） 3 相談窓口設置機関には、相談対応報告にて、毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめて流通指導班に報告する。 4 原則として、事務局で相談対応とするが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課の対応とする。 相談対応報告の内容を随時把握し、「口蹄疫の食品に対する安全」、「人へ感染についての安全性」について広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務を支援する。 	【資料】 Q&A(相談マニュアル)

イ と畜場対策等

業 務	作業内容	備 考
制限区域内でのと畜場への防疫指導、協力要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜場での発生の場合 <ol style="list-style-type: none"> ア 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下を指示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちにと畜場の閉鎖を行い、獣畜の搬入禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止し、消毒が終わるまで人の出入りを禁止すること。 ・と畜場内及び周辺の消毒を行う。 ・と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認する。 ・と畜場からの排水の停止を指示する。 イ 防疫措置について、随時状況を確認し防疫指導班に報告する。 	

業 務	作業内容	備 考
制限区域内での 化製場への防疫 指導、協力要請	<p>2 移動制限区域のと畜場の場合</p> <p>ア 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちにと畜場の閉鎖を行い、獣畜の搬入禁止、係留中の獣畜のと殺及び移動を禁止する。 ・と畜場内及び周辺の消毒を行う。 ・と畜場内からの畜産物等全ての物品搬出制限を指示、確認する。 <p>イ 防疫措置について、随時状況を確認し防疫指導班に報告する。</p> <p>3 搬出制限区域のと畜場の場合</p> <p>ア と畜場、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に対し、と畜場の閉鎖はなく、開場できる旨の連絡をする。</p> <p>イ 食肉衛生検査所及び家畜保健衛生所に対し、以下を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入りする全車両、畜産関係者に対して出入口で消毒を実施させ、場内についても消毒を実施させる。 ・移動制限区域内からの獣畜の搬入がないよう周知徹底し、確認を行うこと。 ・生体検査を厳重に実施するため、搬入時間等必要に応じて制限すること。 <p>1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、化製場に対し、以下の事項について協力要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化製場に入る全ての車両に対して、場内への出入口で消毒を行うこと。 ・その他、家畜防疫員の指示事項に協力する。 <p>2 防疫措置について、随時状況を確認し防疫指導班に報告する。</p>	

ウ 動物取扱業に対する指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
動物販売業への情報提供と風評被害防止に対する協力要請	<p>1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、県内の動物取扱業に対し、以下の広報資料を作成し周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 口蹄疫に関する正確な知識 • 異常の発見時対処方法、通報方法 <p>2 県内全域の偶蹄類を飼養する動物販売業者に対する広報資料を可能な限り配布するよう、衛生指導課を通じて健康福祉センターに依頼する。</p> <p>なお、柏市、船橋市、千葉市については、担当部署に直接依頼する。</p>	【資料】 広報資料
動物園等への情報提供と防疫対策の徹底指導、閉園等協力要請	<p>1 発生の翌日から、県内全ての動物園等の動物展示業者に対し、電話調査により偶蹄類動物の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。なお、発生地から3 km以内の当該業者については、最優先で確認し、防疫指導班に報告する。</p> <p>2 移動制限区域内の動物園等展示業者について、初発生の周辺で続発があった場合、営業の自粛や人の出入り制限について、協力要請を行う。</p> <p>3 搬出制限区域内の当該業者については、3日間おきに異常の有無について確認を行う。（原則として発生後21日まで）</p>	

工 学校に対する広報・指導・協力要請

業 務	作業内容	備 考
偶蹄類を飼育している学校への情報提供と防疫対策の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、県内の学校に対し、以下の広報資料を作成し周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫に関する正確な知識 ・異常の発見時の対処方法、通報方法 2 広報資料について、関係部署を通じて県内全ての学校に対し配布するよう依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育庁学校安全保健課（公立高校、中学校、小学校、幼稚園） ・総務部学事課（私立高校、中学校、小学校、幼稚園） 1 発生の翌日から県内の偶蹄類を飼養する学校に対し、電話調査により偶蹄類動物の異常の有無について確認するとともに広報資料を送付し、防疫措置、通報体制について周知する。なお、発生地から3 km以内の学校について最優先で確認し防疫指導班に報告する。 2 搬出制限区域内の学校等については、3日間おきに異常の有無について電話により確認する。（原則として発生後21日まで） 3 学校関係者からの問い合わせは、原則的に安全対策班で対応し、県ホームページにQ&Aを掲載していることを併せて周知する。 	【資料】 広報資料
感染拡大時の登下校ルート制限等の要請	<p>発生農場付近（半径1 km）の学校について、発生農場付近が主要な登下校ルートにあたる場合には、登下校ルートの変更とその生徒、児童の誘導について、学校に協力を要請する。</p>	

オ 健康管理、健康相談等

業 務	作業内容	備 考
<p>防疫活動従事者等の健康管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、サブステーション、周辺対策班及び消毒ポイント系の集合場所、集合時間を確認する。 2 健康福祉政策課を通じ、サブステーション等に下記の業務を目的とした保健師等の派遣を健康福祉センター等へ要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・防疫従事者の健康相談への対応 ・事故・傷病発生時の状況把握と応急対応 3 総務ワークステーションへ、サブステーションにおける防疫従事者の健康管理業務を目的とした保健師等の派遣を要請する。派遣された保健師等は以下の業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場での防疫活動従事者の健康チェックを健康調査票用いて行い、体調不良者に対しては医療機関の受診等を勧める。 ・体調不良等で作業内容の変更や当日あるいは翌日以降休む必要がある作業員がいた場合は、その所属・氏名を防疫指導班に報告する。 ・サブステーションから欠員状況の報告を受けた場合には、防疫指導班に報告し、動員計画の変更を依頼する。また、発生が続発し、防疫活動従事者の増加又は集合場所が増加した場合には、防疫指導班と協議の上、保健師等の動員数・配置を変更する。 4 万が一、防疫作業中に事故・傷病等の発生があった場合には、緊急的に手当てする等の処置を行うとともに、医療機関の受診が必要な場合には、予め把握している救急病院等への搬送や救急車の出動を要請する。 5 精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応（メンタルケア）は、各健康福祉センターで対応することを周知する。 	<p>【様式】 健康調査票</p>

業 務	作業内容	備 考
畜産農家及び地域住民へのメンタルケア及び健康相談等	<p>1 健康福祉政策課を通じて管轄関係機関に下記の業務を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神的ストレスや不安等こころの健康に関する相談への対応（メンタルケア） • 殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談への対応 <p>2 畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談、健康相談について、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 精神保健相談（メンタルケア）</p> <ul style="list-style-type: none"> • こころの健康状態を自己診断できるようなパンフレット等を作成し、ホームページに掲載する他、畜産農家や周辺住民等に配布する。 • 健康福祉センター及び精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、畜産農家や周辺住民等から寄せられる精神保健相談に対応する。なお、相談内容や相談者の状態によっては、専門医を紹介する等の対応をする。 <p>イ 健康相談</p> <p>健康福祉センターにおいては、殺処分に係る消石灰散布等による健康影響に対する相談に対応する他、相談者の症状や状況に応じて、医療機関を受診するよう勧める。</p>	

カ 野生動物対策

業 務	作業内容	備 考
野生動物（イノシシ、シカ、キョン等）の対処方法等についての広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、以下の広報資料を作成し周知を図る。 <ul style="list-style-type: none"> • 口蹄疫に関する正確な知識 • 異常の発見時の対処方法、通報方法 • 解体・埋却時の衛生対策 2 広報資料を、県内の千葉県各市町村有害鳥獣駆除担当部署及び県内の猟友会にし、自然保護課と調整の上配布し、併せて捕獲従事者及び全会員に周知するよう依頼する。 	【資料】 広報資料
野生動物（イノシシ、シカ、キョン等）対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限・搬出制限区域内において、狩猟の自粛、狩猟、有害鳥獣駆除を実施する場合、区域外への死体等の持ち出しの自粛を要請する。 2 狩猟期間中は、広報資料を県庁ホームページ記載用に作成し、県外狩猟者への呼び掛けとしてホームページ掲載の事務作業を流通指導班に依頼する。 3 移動制限区域内（半径10km）において、必要に応じ、畜舎付近の巡回、野生動物の追い払いについて、猟友会等に対し協力を依頼する。 4 野生動物に関する問合せは、原則的に安全対策班で対応し、相談対応報告の内容を把握、広報資料を随時作成し、総務広報班の広報業務、流通指導班のホームページ掲載事務の支援を行う。 	

(5) 流通指導班

カ 家畜・畜産物流通対策

業 務	作業内容	備 考
生乳の集荷団体・業者、飼料流通業者等に対する協力要請・指導等	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、下記の事項を担当者に連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場の位置と配送ルートの変更を依頼（発生地付近の通過中止と変更依頼） ・消毒ポイントの位置と車両消毒の要請（発生地） ・発生地 10km 以内の移動制限区域内の家畜の移動の禁止の確認 2 その後、上記の対応状況を緊急連絡網において確認して防疫指導班に連絡する。 3 発生毎に上記の連絡を行う。 	

キ 消費者・生産者等の相談対策

業 務	作業内容	備 考
相談窓口の設置と対応	<p>患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、下記の事項を実施する。</p> <p>ア Q & A 及び広報資料を下記の機関にメール送付し、広報（窓口張り出し等）及び電話対応を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・県民センター ・消費者センター ・関係各課（団体指導課、経営支援課等） <p>イ 農業事務所に、Q & A（相談マニュアル）をメールにて配布するとともに、相談窓口の設置を依頼し、電話番号を確認する。</p> <p>ウ 農業事務所、健康福祉センター、家畜保健衛生所の相談窓口の電話番号を再確認する。</p>	<p>【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q&A ・広報資料
県ホームページ掲載等の広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 下記事項のホームページ掲載の事務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース資料 ・広報資料（①口蹄疫とは、②異常を発見した時の対応、③留意点） <p>* 県民、畜産農家、畜産関係車両、一般車両、ペットショップ、動物園等、狩猟者向けにそれぞれ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動制限地域、搬出制限地域、消毒ポイントの位置 ・Q & A（県民向け、農家向け）（随時、追加・変更） ・防疫措置（殺処分、消毒、埋却状況一覧表）（各週） ・総務班、安全対策班が作成した広報資料等 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害調査の結果、経営支援対策とその進捗状況 <ol style="list-style-type: none"> 2 相談窓口設置部署には、「相談対応報告」にて毎日、午後5時までに報告するよう依頼し、内容を取りまとめ、内容を検討し、Q&Aを追加作成する。 3 相談対応報告の内容を随時把握し、「口蹄疫の食品に対する安全」「人への感染についての安全性」について、広報資料を随時作成し、「総務広報班」の広報業務を支援する 4 対策本部の相談窓口の総括として対応するが、専門的な知識を必要とする場合には、関係課に回答を依頼する。 	
--	---	--

キ 経営等支援

業 務	作業内容	備 考
生産者への経営支援策の周知・実施及び被害対策調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 患畜決定（PCR 検査陽性）が判明した時点で、直ちに既存の対策をホームページ掲載する。 2 発生農場とその制限区域内の農家情報を整理し、一覧表を作成する。 3 農家の経営的な被害状況など情報収集のため、農業事務所に農家一覧表と農家状況調査票を送付し、下記の調査項目などの情報収集を依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷適期頭数及びその月齢（遅延期間）（子牛、肥育牛、子豚、肉豚他） ・出荷遅延に伴うカーフハッチ等飼育施設の要望等 ・農場のたい肥の滞留状況 ・制限区域内農家へ飼料作物を供給している農家名 4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、農家に郵送するとともに、団体指導課等に迅速な執行について協力依頼する。 5 清浄性確認検査が開始された時点で被害状況を取りまとめる。（現地対策本部と連携） 6 被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。なお、初動の支援対策として制限区域内の農家に対して消毒薬の配布を行う。 	

業 務	作業内容	備 考
食肉等販売・加工業者経営支援策の周知・実施及び風評被害調査	<p>1 食肉等販売業者・加工業者一覧表により、発生後1週間後から電話で風評被害等の状況の調査票を作成しその際、下記の事項を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者の決定と連絡先 ・1週間おきの聞き取り調査への協力依頼 <p>2 1週間おきに電話調査を実施し、とりまとめる。 また、被害状況、国の経営支援対策を検討し、補完的な対策を関係課と検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。(県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る。)</p> <p>3 食品製造業、食肉小売業全般について、経営的な被害状況など情報収集のため、経営支援課に下記の情報収集を依頼する。</p> <p>*調査項目は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象業種：食料品製造、飲食料卸売、食肉小売業、飲食店、飼料製造 ・調査事項：前年同期比での売上減少率、融資相談件数等 <p>4 国からの支援対策等の情報を得た場合、速やかに解説版リーフレットを作成し、県ホームページに掲載、経営支援課に迅速な事務執行について協力依頼する。</p> <p>5 初発生から続発がなく、清浄性確認検査が開始された時点で被害状況をとりまとめる。</p> <p>6 被害状況、国の経営支援対策を考慮し、補完的な対策を関係課と協議・検討し、必要に応じて予算措置を依頼する。(県単独の対策の場合は、対策本部会議の決定を得る)</p>	

メモ

第2 現地対策本部

1 現地対策本部の設置

(1) 目的

現地対策本部は原則として発生地を管轄する家畜保健衛生所に置き、関係する市町村・機関・団体と連携し、発生農場における防疫活動及び周辺農場の検診や消毒ポイントの運営などの周辺対策を迅速かつ円滑に進めるために設置する。

(2) 組織体制

現地対策本部を構成する機関は関係する市町村、県機関（地域振興事務所、健康福祉センター、食肉衛生検査所、土木事務所、農業事務所、家畜保健衛生所）、その他本部長が必要と認めたものとし、本部長を家畜保健衛生所長、副本部長を同次長とする。また、特命担当として農林水産部次長（技）を配置する。

目的達成のため次に掲げる班、係を設ける。

総務班	発生農場対策班	後方支援班	周辺対策班
企画調整係 調達係 動員係	消毒係 評価係 殺処分係 焼埋却係	総務係 衛生管理係 資材管理係	総務係 検診係 追跡係 病性鑑定係 消毒ポイント係

ア 総務班

発生農場を管轄する家畜保健衛生所に設ける。

班長は現地家保の次長とする。

イ 発生農場対策班

発生農場に設ける。

班長は現地家保の防疫課長とする。

ウ 後方支援班

サブステーションは、発生農場に近い公民館などに設置する。

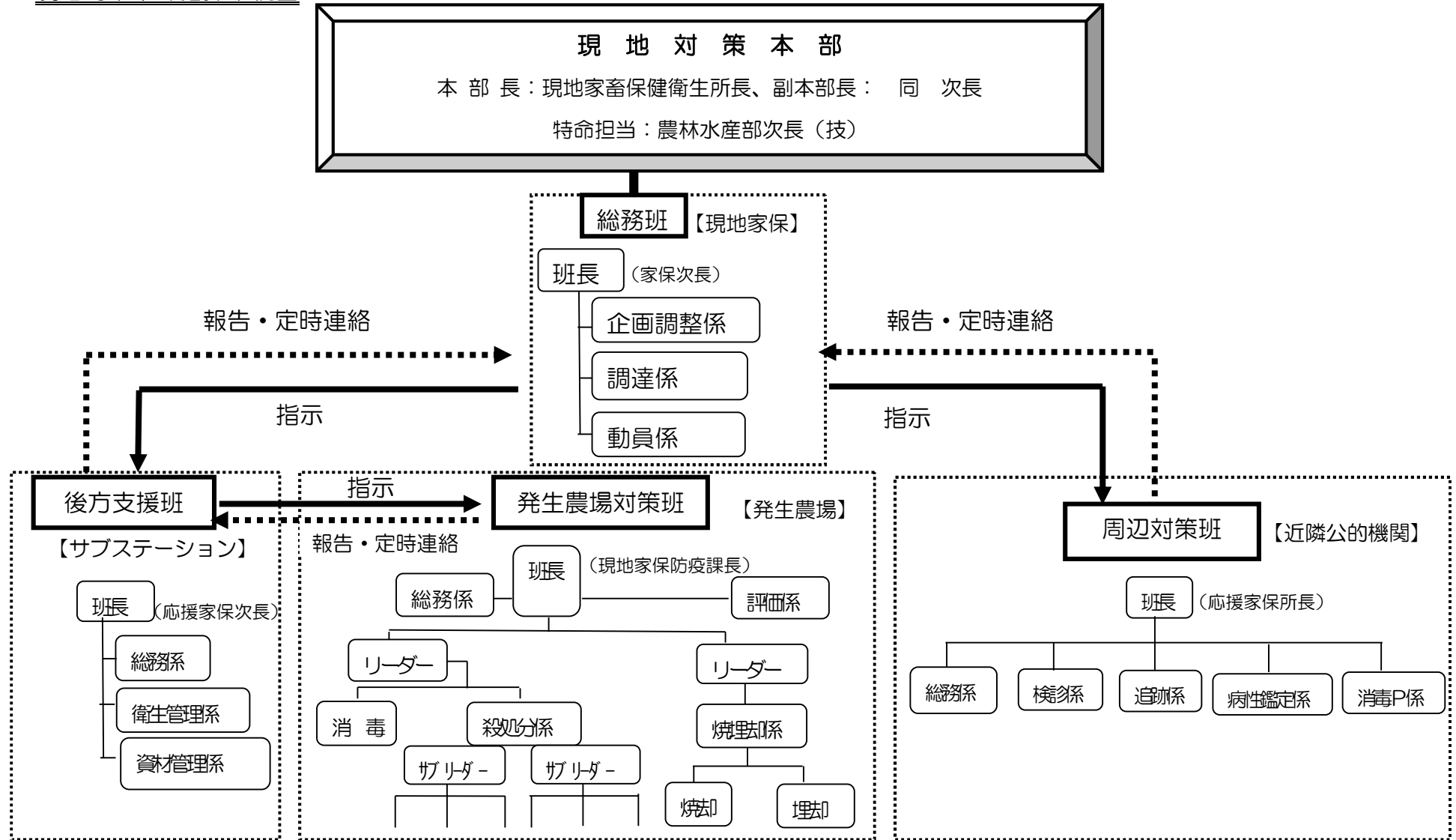
班長は応援家保の各次長とする。

エ 周辺対策班

発生地周辺の公的機関などに設置する。

班長は応援家保の所長とする。

現地対策本部指揮系統図



2 関係機関の役割

所 属		役 割
家畜保健衛生所	現地家保	1 畜産課、応援家保との連絡調整 2 病性鑑定の実施（臨床症状確認、写真撮影、採材、疫学調査） 3 移動制限・搬出制限区域の設定 4 周辺農場・関連施設の把握 5 通行遮断、消毒ポイントの候補地リストアップ 6 防疫措置計画（作業スケジュール、活動従事者、防疫資機材）の策定 7 移動制限及び搬出制限区域内の告示用字の抽出 8 疫学関連農場等の洗い出し 9 備蓄資機材の確認と不足する防疫資機材の手配 10 後方支援活動拠点（サブステーション）設置場所の決定 11 埋却候補地の確認と決定 12 現地対策本部会議開催 13 関係機関、市町村等への情報伝達
	応援家保	1 移動制限・搬出制限区域の設定 2 周辺農場・関連施設の把握 3 消毒ポイント候補地リストアップ 4 備蓄資機材の確認 5 資機材・要員の配置と搬送方法等の確認 6 消毒ポイント設置場所の選定（市町村との調整） 7 周辺対策拠点の決定 8 関係機関、市町村等への情報伝達 9 発生状況確認検査等の計画作成 10 疫学関連施設の検査計画作成 11 後方支援活動拠点（サブステーション）の設営と運営
農業事務所	全ての地域	1 発生農場対策班への動員対応（防疫活動従事者） 2 周辺対策班（消毒ポイント係）への派遣協力
	発生地域及び移動制限区域管轄	1 現地対策本部（総務班）への派遣協力 2 後方支援班（サブステーション）への派遣協力
土木事務所	移動及び搬出制限区域管轄	1 消毒ポイント設置に係る資機材の貸出と助言・指導 2 消毒ポイントの候補地に関する情報提供 3 消毒ポイント運営の派遣協力
	上記以外	1 消毒ポイント設置に係る資機材の貸出 2 発生農場及び周辺対策の防疫措置に係る動員協力（主管課からの要請時）

健康福祉センター	発生地域管轄	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫活動従事者の健康相談等に係る対応 2 防疫活動従事者の傷病対応（主管課からの要請時） 3 防疫活動従事者のメンタルケア
食肉衛生検査所	発生地域管轄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方支援拠点（サブステーション）の運営協力
地域振興事務所	発生地域管轄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部（総務班）への派遣協力
畜産総合研究センター		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺対策班（消毒ポイント係）への派遣協力
農業共済組合連合会		<ol style="list-style-type: none"> 1 発生農場対策班への派遣協力 2 周辺対策班（検診係）への派遣協力
農業協同組合		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺対策班（消毒ポイント係）への派遣協力
警察署	移動及び搬出制限区域管轄	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生農場周囲の交通規制 2 消毒ポイントでの車輛誘導等への対応 3 消毒ポイント設置場所の道路使用許可への対応
市町村	発生地域管轄	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部総務班への派遣協力 2 発生農場対策班への派遣協力（※殺処分等の防疫作業を除く） 3 発生農場対策班の防疫措置に係る重機等の資機材の提供 4 後方支援拠点（サブステーション）の選定及び設置・運営協力（職員の派遣等） 5 サブステーションでの健康管理等に係る対応 6 一般焼却場の利用についての調整 7 埋却場所の市町村所有地の検討 8 死亡畜ストックポイントの設置・運営
	移動及び搬出制限区域管轄	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒ポイントの設置・運営協力（職員の派遣、水の手配、資機材の提供等） 2 周辺対策班への派遣協力（検診時の道案内、検査補助等） 3 周辺対策拠点の選定及び設置・運営協力（職員の派遣等） 4 一般焼却場の利用についての調整 5 死亡畜ストックポイントの設置・運営

3 班別業務内容

(1) 総務班

ア 企画調整係

現地対策本部会議等を運営し、各班・系の業務が円滑に実施できるようにする。

(ア) 連絡調整

- a 現地対策本部会議等を開催・運営する。
- b 県対策本部との連絡調整を行う。
- c 市町村対策本部・関係機関・団体等への情報提供及び協力要請を行う。
- d 発生農場対策班・後方支援班・周辺対策班の作業状況等に関する情報の収集・整理と県対策本部へ**定時報告**を行う。

(イ) 移動規制

- a 発生農場周辺区域、移動制限区域、搬出制限区域を確定し、県対策本部に報告する。
- b 制限区域内の偶蹄類飼養農家の名簿を1 km 内、10 km 内、20 km 以内に区分して、県対策本部に報告する。
- c 消毒ポイント係から提出された消毒ポイント設置候補地を確認し、県本部へ提出する。決定後消毒ポイント係へ設置を指示する（設置場所の通報等は県対策本部で対応する。）。
- d 制限区域内の市町村に死亡畜ストックポイントの候補地選定を依頼し、県対策本部へ提出する。決定后市町村に設置・運営を依頼する。

(ウ) 評価

- a 患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙により行う。
- b 評価簿・写真等を評価人に提示し、評価額を決定する。
- c 評価具申書を作成し、県対策本部に提出する。

(エ) 埋却地選定

- a 畜主及び市町村と埋却地について協議する。
- b a で埋却地が確保できた場合、その場所を県対策本部に報告する。
- c a で埋却地が確保できなかった場合、県本部に県有地の利用について協議する。
- d 埋却地が決定したら、殺処分畜等の運搬ルートを作成する。
- e 近隣住民への説明会を開催する。

(オ) 庶務

- a 県対策本部総務班と連携し、防疫活動に係る資材、機材、物品等の購入・支払事務を行う。
- b 文書事務を行う。

イ 調達係

防疫活動に必要な資機材を確保し、防疫活動が円滑に進むようにする。

(ア) 資材調達

- a 現地対策本部各班・係の活動に必要な物資の調達又は県対策本部へ調達要請を行う。
 - b 各班・係から補充要請があった場合は、在庫資機材をサブステーション等に配送する。この際搬入予定を作成し各班・係に伝えるとともに、配送時にも連絡する。
 - c 在庫量の確認・管理を行うとともに、必要量を予測し不足分を調達する。
- (イ) 機材調達
 - a (一社)千葉県建設業協会管轄支部に防疫活動に必要な機材（バックホー、ローダー、運搬用トラック、給水車、動力噴霧器等）の手配を依頼する。
 - b aで足りない場合は、市町村又は県対策本部へ要請する。
 - c 防疫活動従事者の食料・飲料を発注する。
- ウ 動員係

防疫活動に必要な人員の確保及びその管理を行う。

 - (ア) サブステーション等の選定
 - a 後方支援班の活動拠点であり、防疫活動従事者の集合場所となるサブステーションを市町村と協議し確保する。
 - b 自衛隊を要請した場合は、活動拠点として施設（体育館等）を市町村と協議して確保する。
 - (イ) 防疫活動従事者の動員
 - a 発生農場対策班・後方支援班・周辺対策班からの要請を受け、県対策本部に動員要請を行う。
 - b 防疫活動従事者名簿を日毎、係毎に作成する。
 - c 県対策本部と連携し、従事者の宿泊場所の確保を行う。
 - d 従事者輸送用のバスを確保する。
- (2) 発生農場対策班
 - ア 総務係

班内各係との連絡調整及び防疫措置の記録、管理を行う。

 - a 班内各係及び現地対策本部総務班企画調整係と定時連絡を行う。
 - b 各係が行う防疫措置を撮影・記録する。
 - c 防疫措置の管理・運営を行い、班長を補佐する。
 - d 作業状況について後方支援班総務係に定時報告を行う。
 - イ 消毒係

農場からウイルスを拡散させないための措置を行う。

 - (ア) 農場の封鎖
 - a 農場の出入り口を1カ所とし、他の出入り口はロープ等で封鎖し、立ち入り禁止の掲示を行う。必要に応じ発生農場及び近接農場の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、ウイルスの散逸を防止する。
 - b 防疫活動従事者以外は立ち入り禁止とし、農場関係者の外出も原則として禁止する。

- c 畜舎等の排水口を塞ぎ、浄化槽等からの排水を停止する。
 - (イ) 衛生害虫、ネズミ等の駆除
 - a 畜舎内外、堆肥舎等に殺虫剤、殺鼠剤を散布し、又、トラップを設置し衛生害虫、ネズミ等を駆除する。
 - (ウ) 農場内の緊急消毒
 - a 畜舎及び農場出入り口周囲に消石灰を散布する。
 - b 畜舎外壁に4%炭酸ナトリウムを散布し消毒する。
 - c 畜舎内は消石灰を散布し、消毒する。
 - d 堆肥は消石灰を散布し、ブルーシートで覆う。
 - (エ) 出入り車両等の消毒
 - a 出入りする車両、重機等は出入り口で車両全体を4%炭酸ナトリウムで十分消毒する。殺処分開始にあたり入場車両に限って消毒は省略して良い。
 - b 出場車両は、手動噴霧器や消毒液に浸したペーパータオル等を用いて車内も消毒する。
 - (オ) 防疫活動従事者に対する消毒
 - a 防疫活動従事者が出場する前に、手動噴霧器を用いて防疫服の上から全身に0.4%クエン酸を噴霧し消毒する。
 - b 防疫服を脱いだ防疫活動従事者に対し、0.4%クエン酸による手洗い、洗顔、うがいを実施させる。
 - c 眼鏡等の持ち物も0.4%クエン酸で消毒する。
 - (カ) 殺処分終了後の清掃・消毒
 - a 畜舎内のふん、敷料、飼料等をすべて畜舎外の1カ所に集め、消石灰を十分散布しブルーシートで覆う。
 - b 清掃が終わった畜舎から4%炭酸ナトリウムを散布し、洗浄・消毒する。
 - c 乾燥前に消石灰を散布する。
 - (キ) その他
 - a 必要に応じて作業中の各系の器具機材を消毒する。
 - b 作業終了後、農場外へ搬出する器具機材の消毒を実施する。
- ウ 評価係
- 評価人を含めた評価係が殺処分される家畜及び汚染物品等を適切に評価・記録する。
- (ア) 家畜の評価
 - a 患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。
 - b 評価額は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算した額とし、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。
 - c 個体（ただし、多頭飼育されている育成家畜、肥育豚については群毎の代表的な個体）毎に当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

(イ) 物品の評価

- a 物品（生乳、飼料、堆肥、薬品、化学肥料、精液等）の評価は、購入価格（購入伝票）又は地域の平均取引価格等を参考に評価する。
- b 精液、受精卵にあつては病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されたものは汚染物品から除く。

(ウ) その他

- a 評価の資料として、家畜導入伝票、出荷伝票、飼料購入伝票、各種納付書、日報等を準備させる。
- b 評価の際に使用した検査調書、デジタルカメラ等は農場を退出する際に十分に消毒する。よって記録の際には耐水紙の使用やカメラの防水対策をあらかじめ講じておく。

エ 殺処分係

口蹄疫ウイルスに感染又は感染した可能性のある家畜を殺処分することで、ウイルスの増殖、拡散を防ぐ。

(ア) 作業準備

- a 畜舎構造や搬出場所を確認する。
- b 当該農場における搬出作業を含めた、安全且つ効率的な殺処分方法を決定する。
- c 殺処分方法を畜主等へ説明し、**と殺指示書**を交付するとともに、殺処分への協力を依頼する。
- d 殺処分方法に応じた人員の割り振りを行う。
保定・殺処分・搬出運搬チームに分け、それぞれリーダーを決め、作業内容を打合せ、チーム員へ周知する。
- e 作業場所の遮蔽、消毒薬・殺処分資機材の準備及び点検を事前に行い、不足するものはサブステーションに連絡する。

(イ) 殺処分時の対応

- a 動物の誘導・保定等危険を伴う作業のため、十分注意をする。
- b 畜舎内の不要物品・危険物品を撤去し、殺処分場所への通路を確保する。
- c 同様に搬出場所の準備をする。
- d 殺処分は、搬出作業の進行状況を考慮しながら行う。

(ウ) 殺処分方法

a 豚の場合

豚の大きさ、電殺機及び重機の数、人数等を勘案し、殺処分方法を使い分ける。

例)

	薬殺（心注）	鎮静＋薬殺	電殺	ガス殺
ほ乳豚	○			○
子豚～肥育豚		○	○	○
繁殖母豚		○		
雄、大貴		○		

(a) 薬殺

- 鎮静剤（マフロパン）を筋注射し、薬液を以下の方法で静脈等へ注入する。
マフロパンを母豚で 10～20ml 筋注射し、15 分くらいすると豚はおとなしくなり、保定も楽になる。20 分以上たつと寝る豚も出てきて、また耳の血管が怒張してくるため、心臓注入、耳静脈注入が行いやすくなる。
- 頸静脈注入法
鎮静剤を筋注射後、頸静脈採血と同様に保定し、頸静脈に薬液を 20～30ml 注入する。
針：18G、カテラン針等
- 耳静脈注入法
鎮静剤を筋注射後、耳静脈に薬液を 10ml 注入する。
針：21G5/8
- 心臓注入法
鎮静剤を筋注射後、電殺又はガス殺で倒れたがまだ生きている場合など、横臥した豚の心臓に薬液を 10～20ml 注入する。ほ乳豚の場合は抱え上げてもらい正面から注入する。
針：母豚・肥育豚；ベニユーラ（静脈留置針）、ほ乳豚；18G

〈母豚の場合〉

- ① 出荷豚房、出荷台付近、堆肥舎の前など豚の移動がしやすく、ローダーが入り搬出しやすい場所を殺処分場所として選定する。
- ② 殺処分場所は柵、板等を用い脱走防止を図る。
- ③ 畜舎内で鎮静剤 10ml を筋注射する。
- ④ 5分くらい後、豚を歩かせて処分場所へ移動させる。
- ⑤ 様子を見ながら更に鎮静剤 5～10ml を追注射する。
- ⑥ 豚が寝たら耳静脈へ薬液を 10ml 注入する。横臥した豚には心臓注入も可能。
- ⑦ 立っている豚は保定し頸静脈から薬液を注入する。
- ⑧ 処分漏れがないことを確認し、又、死にきれていない豚には心臓注入を行う。
- ⑨ 処分・搬出の間に次の準備を進め、タイミングを見て次の処分豚に鎮静剤を筋注射する。

〈肥育豚〉

母豚とほぼ同じだが、鎮静剤の量は 5～10ml とし、頸静脈法で処分を行う。

〈ほ乳豚、子豚〉

- ① 2人一組で行い、保定役の人が豚を抱え胸を見せるか、豚を仰向けに寝かせる。
- ② 正面から心臓に薬液を 5～10ml 注入する。

(b) 電殺

- ① 豚を搬出しやすい豚房等に追い込む。
- ② 電殺器で豚を挟む人、電殺器と本体を結びコードが絡まないように持ち上げてついていく人、本体についていて非常時に緊急停止する人の3名1組で行う。
- ③ 電殺器係とコード係の2名が豚房内に入り、体制が整ったら本体係に「スイッチを入れてください。」と指示する。
- ④ 通電は350Vで行う。電殺器係は豚の前方に立ち、まず頭頸部を挟む。体が硬直したら挟んだまま横臥させた後心臓～肩を挟む。
- ⑤ 電殺器係の腕が疲れたら、コード係と交代する。
- ⑥ 終了時に電殺器係は本体係に「スイッチを切ってください。」と指示する。
- ⑦ 処分漏れがないことを確認し、又、死にきれていない豚には薬液の心臓注入を行う。

注) 豚が暴れ電殺器が飛ばされたり、豚房内で処分豚につまづいて転んだりすることがあるので、作業員だけでなく周辺にいる者は必ず作業を監視し、特に本体係は、何かあった場合すぐに非常停止ボタンを押すよう十分注意を払う。

(c) ガス殺

〈レンダリング車、産業廃棄物車を用いる場合〉

- ① 車の荷台にビニールを敷き、豚を積み込む（4 t車で肥育豚約40頭、オリを利用すると良い。）。
- ② 荷台にブルーシートをかける。
- ③ シートを数名で押さえ、炭酸ガスを注入する（4 t車で00kgボンベ約1本。）。
- ④ 豚が静かになったら、様子を見ながらシートを外す。
- ⑤ 処分漏れがないことを確認し、又、死にきれていない豚には薬液の心臓注入を行う。

〈豚房を用いる場合〉

- ① 搬出に一番便利な両端の豚房を使う。
- ② 使用する豚房の豚を移動し、空いた豚房に農業用資材のビニールシートを豚房全部を覆うように敷く。
- ③ その上にブルーシートを同じように覆うように敷く。
- ④ 柵の上方を垂木で固定する。
- ⑤ 豚にシートを破られないよう、コンパネを底面及び側面に配置し針金で固定する。
- ⑥ 豚を移動させ、動けないくらい詰め込む。
- ⑦ ブルーシートで上から覆い、炭酸ガスを注入する。
- ⑧ 豚が静かになったら、様子を見ながらシートを外す。
- ⑨ 処分漏れがないことを確認し、又、死にきれていない豚には薬液の心臓注入を行う。

b 牛（薬殺）

- ① 鼻のロープを状況に応じて緩めたりする人、ロープで駆血する人、頸静脈に薬液を注入する人、静注者に交換用の薬液入りシリンジを渡す人、シリンジに薬液を詰める人の5～6人で1グループを形成する。
- ② 牛舎の配置や構造を確認し、牛の繋留・殺処分をする場所を決める。繋留場所は重機の出入りができる場所とする。
- ③ ロープで鼻を取り牛を繋留場所へ移動させる。ロープは太さ12mm、長さ2.5m程度のもを用い、また鼻環がない場合は頭絡等を用いる。
- ④ 作業上及び牛が倒れるため、間隔を開けて繋留する。
- ⑤ 鎮静剤（キシラジン）を繁殖・肥育牛には2～4ml、育成・子牛には1～2ml筋注し、スプレー等でマークする。
- ⑥ 薬液を頸静脈に注入する（30ml×5本準備する。）。牛は注射の途中で倒れることもあるので、作業者同士声を掛け合い、十分注意する。
隣り合った牛は同時に処分してはならない。
- ⑦ 倒れた後なかなか死亡しないものもある。追注する場合前後肢をロープで保定するなど、四肢の痙攣に十分注意する。
- ⑧ 角膜反射消失により死亡確認を行う。

(工) 積載・搬出

a オペレーターと作業手順を打ち合わせる。

バックホー：消毒薬によるぬかるみを避けるため鉄板を敷く。

殺処分畜をトラックに乗せる。

ローダー：殺処分場所から殺処分畜を搬出し、トラックに乗せる。

殺処分終了後は畜舎内の清掃・汚染物品の搬出を行う。

b トラック運転手と搬送ルートを確認する。可能な限り畜産農家のない地域を選び、必ず消毒ポイントを通過するルートを複数案選定したうえで、現地対策本部総務班が決定する。

c 積載・搬出作業

- ① トラックの荷台に10mほどのブルーシートを敷き、その上にビニールシートを敷く（余りは前後で邪魔にならないように畳むか、垂らしておく。）。
- ② 殺処分場所からバックホー・ローダーを用いて殺処分家畜をトラックに積載する。
- ③ 積載した殺処分家畜を4%炭酸ナトリウムで消毒する。
- ④ ビニールシートで殺処分家畜を包み、更にブルーシートで包み、その上から4%炭酸ナトリウムで消毒する。
- ⑤ 包んだシートが開かないように、ロープでしっかり縛る。
- ⑥ トラック全体を4%炭酸ナトリウムで消毒する。

- d 埋却場所へ運搬する。
 - ・ 運搬に当たっては家畜防疫員が一人同行する。
 - ・ 現地対策本部から指示された搬送ルートを通行するが、通行不可能な事態が生じたときは現地対策本部総務班の指示を仰ぎ、速やかに埋却地まで搬送する。
 - ・ 埋却地へ到着した時点で総務係経由で現地対策本部総務班に報告する。
 - ・ 殺処分家畜を埋却溝に投入した後、トラックを4%炭酸ナトリウムで消毒し帰場する。
 - e 汚染物品を運搬する。
 - ・ 殺処分畜の搬出終了後、消毒係が処理した汚染物品やふん・堆肥などを埋却場所へ搬出する。
- (オ) 殺処分係は作業終了後順次消毒係の応援に回る。

オ 焼埋却係

患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品を埋却又は焼却することにより、ウイルスの拡散を防止し、死滅させる。

(ア) 準備（埋却地が発生農場の外にある場合）

- a ウイルスの散逸防止のため埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。
防疫フェンスと埋却溝との間は7～10mの作業用スペースを設けた上で、3mの高さで柱を組み、ブルーシート等を括り付ける。
- b 埋却地の出入口に作業エリアに出入りする車両、重機を消毒するための消毒ポイントを設置する。
- c 仮設テント、トイレを設置する。
- d 重機オペレーターは、畜産作業になじみがなく、死亡畜等の取扱いに不慣れであることから、お互いの意思疎通を図るサポート係として県職員又は市町村職員を配置する。

(イ) 埋却溝を掘削する。

- a 処分予定頭数及び汚染物品（ふん、堆肥、敷料、飼料等）の量から必要面積を算出する。
- b 埋却場所の地形、処分場所と重機等の動線を考慮する。
- c バックホーオペレーターに掘削場所を指示し、埋却溝を掘削する。
- d 埋却溝の底部に消石灰を散布する。
- e 必要に応じて埋却溝にビニールシートを敷き、杭とロープで固定する。

(ウ) 埋却溝に死体・汚染物品を投入する。

- a オペレーターに投入位置を指示し、埋却溝へ家畜の死体を投入する。
- b 必要に応じて埋却溝内の死体を移動し、効率よく埋却できるようにする。
- c 死体の投入が終了したら、汚染物品を投入する。

(エ) 埋却溝を埋め戻し、消石灰を散布する。

- a 死体、汚染物品等の投入が完了したら、その上から消石灰を散布する。
- b 1m以上覆土する。

- c 覆土した上から、更に消石灰を散布し消毒する。
- (才) 埋却場所に次の標示を行う。
 - a 埋却した死体又は物品に係る病名。
 - b 家畜の種類。
 - c 埋却年月日及び発掘禁止期間。
 - d その他必要な事項。
- (力) 埋却地に安全対策を施す。

埋却場所周辺にフェンス等を設置し、人が侵入することがないように措置する。
- (3) 後方支援班

発生農場で防疫活動に従事する人員の管理及び必要資機材の管理を行う。

 - ア 総務係
 - (ア) 必要人員の算出を行う。
 - a 発生農場対策班及び後方支援班において必要な人員を算出し、現地対策本部総務班に要請する。
 - (イ) 必要資機材の算出を行う。
 - a 発生農場の防疫作業に必要な資機材を算出し、現地対策本部総務班に要請する。
 - b サブステーションの施設状況により、簡易トイレ、簡易シャワー、更衣室等の必要設備を現地対策本部総務班に要請する。
 - (ウ) 人員の管理と現地への輸送を行う。
 - a 防疫活動従事者名簿（現地対策本部作成）の確認を行う。
 - b 各係への人員配置表を作成する。
 - c 係別作業マニュアル等の配布、説明及び諸注意を行う。
 - d 輸送用バス等の配車を行う。
 - (エ) 健康管理を行う。
 - a 飲料水を確保する。
 - b 防疫活動従事者の健康管理の補助を行う。
 - c 傷病対応の補助を行う。
 - d サブステーション内の整理を心がける。
 - (オ) サブステーション全体の管理を行う。
 - a サブステーションの開錠、施錠、防災など施設管理を行う。
 - b 無線、緊急携帯電話、パソコン等機材及び防疫資材の管理を行う。
 - c 車両の管理を行う。
 - (カ) 現地対策本部総務班との連絡調整を行う。
 - a 発生農場対策班の作業状況の定時報告を受ける。
 - b 現地対策本部総務班へ進捗状況を報告する。
 - c 現地対策本部総務班からの指示事項を各係に伝える。
 - d 1日の防疫活動従事者の人数を集計して、現地対策本部に報告する。
 - イ 衛生管理係
 - (ア) 消毒薬、消毒用機器類の準備、管理を行う。

- a 動力噴霧器、手動噴霧器の管理を行う。
- b 消毒薬を準備し、調整する。
- (イ) 発生農場から戻った人及び車両を消毒する。
 - a 消毒マットを車両通路に設置し、定期的に消毒薬を補充する。
 - b 施設の出入り口に踏み込み消毒槽を設置し、消毒薬を適宜新しくする。
 - c 輸送車両は、動力噴霧器による車両外部全体の消毒及び車内の消毒を行う。
 - d 一般車両は、動力噴霧器による車両外部全体の消毒を行う。
 - e 防疫活動従事者
 - ・ 発生農場での作業終了後サブステーション帰還時に、車両から降りた直後に衣類の上から0.4%クエン酸を噴霧する。
 - ・ 履き物（サンダル）を消毒槽に浸漬する。
 - ・ 手指消毒、うがいを行う。
- (ウ) 使用済み資材の回収・消毒を行う。
 - a 衣類等をフレコンバッグへ回収する。
 - b 発生農場で使用した長靴を消毒後、必要に応じ水洗し乾燥させる。
 - c 消毒済みのサンダルを水洗し乾燥させる。
 - d サンダル、長靴を次回使用のために整理する。

ウ 資材管理係

- (ア) 防疫資材を管理する。
 - a 防疫資材の在庫管理と不足分の補充（総務係へ要請する。）を行う。
 - b 納品時の書類受取りと物品管理を行う。
 - c 農場持ち込み用防疫資材の準備、係毎の仕分けを行う。
 - d 防疫活動従事者への資材配布を行う。
 - e 発生農場で必要となった追加防疫資材等を、農場入り口まで搬送し、発生農場対策班総務係に連絡する。
 - f 引渡し後消毒してからサブステーションに帰還する。
- (イ) 飲食料等の管理を行う。
 - a 飲食料の必要量を総務係を通じ現地対策本部総務班へ連絡する。
 - b 配送された飲食料を受け取り、管理する。
 - c 飲食料を農場入り口まで搬送し、発生農場対策班総務係に連絡する。
 - d 引渡し後消毒してからサブステーションに帰還する。
- (ウ) 使用済み長靴の回収を行う。
 - a 既に消毒済みの長靴の入ったビニール袋の外側に消毒薬を噴霧する。
 - b ビニール袋ごと別のビニール袋に入れ再度その上から消毒薬を噴霧し、輸送する。

(4) 周辺対策班

制限区域内農場の異常の有無の確認、発生農場と疫学的関連のある農場での異常の有無の確認と異常があった場合の病性鑑定及び消毒ポイントでの車両消毒を行う事で感染家畜の早期発見とウイルス拡散防止を行う。

ア 総務係

- (ア) 人員、車両の確保及び連絡調整を行う。
 - a 周辺対策班各係に配置する人員、車両の確保について関係機関との連絡調整を行う。
 - b 必要な物資等について現地対策本部総務班に要請する。
- (イ) 県対策本部及び各係との連絡調整を行う。

イ 検診係

- (ア) 検診計画を策定する。
 - a 現地対策本部総務班から提供された距離別農場リストを元に検査計画を策定する。なお、策定に当たっては中央家保細菌ウイルス課と調整する。策定した検査計画は総務係を通じ県対策本部へ報告する。
 - b 策定した検査計画に必要な人員、資材、車両等について、総務係を通じて関係機関及び県対策本部へ要請する。
- (イ) 周辺農場について発生状況確認検査を行う。
 - a 患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、移動制限区域内農場に対し、電話等により異常家畜の有無を確認する。この確認は移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。また、この時、立入り検査農場には立入り予定を伝える。
 - b 患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に以下に示す農場に立入り、臨床検査を行うとともに、PCR 検査のための鼻腔ぬぐい液及び血清抗体検査のための血液を採材する。

<立入りする農場>

- ① 発生農場から半径1km以内の偶蹄類を飼養する全農場※1
 - ※1：豚、いのしし、鹿、めん羊、山羊は5頭以上飼養農場
- ② 移動制限区域内の大規模農場※2
 - ※2：大規模農場は以下の飼養頭数とする。
 - 牛、水牛：24か月齢以上（肥育牛（乳用雄・交雑種）は17か月齢以上）を200頭以上飼養農場
 - 牛：4か月齢以上24か月齢（肥育牛（乳用雄・交雑種）は17か月齢未満）を3,000頭以上飼養農場
 - 豚、いのしし、鹿、めん羊、山羊：3,000頭以上飼養農場

- c b の検査終了後、移動制限区域内の農場（豚、いのしし、鹿、めん羊、山羊は5頭以上飼養農場）の内 b の対象外となった農場に立入り、臨床検査を行う。
- (ウ) 制限区域内の農場の清浄性確認検査を行う。
 - 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚、いのしし、鹿、めん羊、山羊は5頭以上飼養農場）に立入り、臨床検査及び血清抗体検査のための血液を採材する。

※採材頭数

(イ)のb及び(ウ)の検査における採材頭数は下表のとおり。

飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材する。

注意事項) 農場立入りに際しての注意事項

- 車両は農場敷地外に置き、防疫服を着用して農場に入る。
- 農場を出る際は身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行う。
- 帰宅後は入浴して全身を十分に洗う。
- 立入り農場で異常を確認した場合、PCR検査の結果が判明するまで他の農場に立ち入らない。

(工) 制限区域内農場で死亡した偶蹄類の死体、汚染物品の移動に係る確認を行う。

- a 農場から**死亡家畜等移動許可申請書**が提出されたら、農場に立入り、死体及び同居家畜に臨床上口蹄疫又はその他の伝染病の恐れがないこと、汚染物品の場合は飼養家畜に臨床上口蹄疫又はその他の伝染病の恐れがないことを確認する。
- b 異常がないことが確認でき、かつ環境保全上農場外への移動がやむを得ないと判断した場合は、**死亡家畜等移動許可書**を発行し、制限区域内のストックポイント、処理施設への移動を認める。
- c 運搬業者にルートを指定し、運搬時の消毒の徹底を指導する。
- d スtockポイントを巡回し、衛生状態等チェックする。
- e 検診中に異常畜を発見した場合は、病性鑑定係となり採材等を行う。

ウ 追跡係

(ア) 発生農場と疫学的に関連する農場について異常の有無を確認する。

- a 疫学関連家畜を特定する。

発生農場対策班が作成した現地調査票に基づき、発生農場と疫学的関連のある農場・家畜のリストを作成する(いつ接触したか、接触の状況等も記載する。)。立入り調査計画はリストを元に、2人1組で1日1農場を原則として作成する。

＜疫学関連家畜＞

- 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（発生が続発している場合において、特定臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜。）と判定した日（発症していた日が確認できる場合は発症日。以下「病性判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜。
- 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（上記項目の疑似患畜と同じ。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等から見て、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜。
- 病性判定日から遡り8日以上21日以内に患畜と接触した家畜。
- 病性判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜。
- 病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が、当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜。

b a の農場に電話し、家畜の臨床状態を確認するとともに、上記疫学関連家畜について、家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止すること、疫学情報の確認及び飼養家畜の異常の有無を確認のため立ち入ること、毎日の飼養家畜の観察と、異常を発見した場合は直ちに周辺対策班に連絡する旨を伝える。

c 電話調査時に異常が認められた場合は、病性鑑定係に報告する。

d 疫学関連農場に立入り、疫学情報の確認及び人、物の移動状況を聞き取るとともに家畜の異常の有無について確認する。又、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うことを伝える。

e 血清抗体検査のための採血を行い、検体を中央家保細菌ウイルス課へ搬入する。

f 検診中に異常畜を発見した場合は、病性鑑定係となり採材等を行う。

エ 病性鑑定係

(ア) 異常家畜の報告がない段階では、検診係とともに周辺農場の聞き取り調査（イの（イ））を行う。

(イ) 農場から異常を呈す家畜を発見した旨の通報があった場合は、3人1組で農場へ立入り、臨床所見の確認、写真撮影、聞き取り調査を行い、周辺対策班総務係へ報告、送付する。必要に応じて病性鑑定材料を採取し、動物衛生研究所への輸送担当者へ受け渡す。

オ 消毒ポイント係

(ア) 総務担当

通行遮断・消毒ポイントに係る必要資機材及び人員の手配並びに連絡調整を行う。

a 通行遮断・消毒ポイント設置候補地一覧から設置候補地を選定し、現地対策本部総務係へ提出する。なお、設置場所の決定及び広報は県対策本部で行う。

b 通行遮断は、発生農場から概ね半径1kmの範囲とし、道路状況により通行遮断か所を設定する。班構成は、1か所あたり、市町村職員1名、警察1名とする。

通行遮断は、周辺住民の生活に支障がないように配慮し、1 kmの消毒ポイントを通り過ぎるように指示する。

- c 消毒ポイントの設置は、発生地に近い1 kmから、10 km、20 kmの順で行う。各消毒ポイントは24時間運営とするため、8時間勤務の3交代制で必要人員・必要資機材を算出し、現地対策本部総務班へ提出する。人員配置表を作成する。
 - d 人員・機材が不足し民間への委託等が必要な場合は、現地対策本部総務班を通じて県対策本部へ要請する。
 - e 各係・班との連絡調整を行う。
 - f 車両消毒状況、作業人員等について現地対策本部総務班に**定時報告**する。
- (イ) 発生農場から半径1 km 地点では、区域内を出入りする全車両を消毒する。ポイント数は10か所以上とし、上下線に設置する。
- a 第1組が消毒機材を持って行き、消毒ポイントを設置する。
 - b 消毒ポイントを設置してから移動制限区域が解除されるまでの間、区域内を出入りする車両全てを消毒するため、消毒ポイントへの迂回路を掲示する。
 - c 車両を引込み場所へ引込み、動力噴霧器による外面消毒と必要に応じスプレー等を用いた車内消毒を行う。引込み場所がない場合は道路上で消毒する。消毒終了後、車両消毒確認書を交付する。
 - d 一般車両の車体消毒は、死体の埋却が終了するまでの間とし、それ以降は消毒用敷設マットによるタイヤ消毒に切り替える。
- (ウ) 発生農場の半径10 km 地点では、区域内を出入りする畜産関係車両及び10 km内から外へ向かう一般車両の消毒を行う。ポイント数は畜産関係車両用を10か所以上上下線に設置、一般車両用を10か所以上とする（同一場所で行う場合、畜産関係車両用の引込み場所を設ける。）。
- a 第1組が消毒機材を持って行き、消毒ポイントを設置する。
 - b 消毒ポイントを設置してから移動制限区域が解除されるまでの間、畜産関係車両は動力噴霧器を用いて外面消毒を実施する。
 - c 一般車両は広報等で10 km 圏外へ出る車両は消毒ポイントを通り過ぎるように指導し、ポイントでは消毒用敷設マット上を通り過ぎ、タイヤ消毒を行う。
- (エ) 発生農場の半径20 km 地点では、区域内を出入りする畜産関係車両の消毒を行う。ポイント数は5か所以上とし、上下線に設置する。
- a 第1組が消毒機材を持って行き、消毒ポイントを設置する。
 - b 消毒ポイントを設置してから移動制限区域が解除されるまでの間、畜産関係車両は動力噴霧器を用いて外面消毒を実施する。

4 予防的殺処分

予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするもので、農林水産省がまん延防止を図る上で真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として判断した場合に実施する。なお、予防的殺処分の実施が決定した場合には、農林水産省から予防的殺処分について

定めた緊急防疫指針が公表される。

(1) ワクチン接種

緊急防疫指針において、ワクチン接種を併せて行うとした場合に実施する。

(2) 評価

評価は、当該家畜を殺処分すべき旨の命令があったときの状態について、発生農場対策班の評価系の業務内容に準じて行う。

(3) 予防的殺処分

予防的殺処分は、発生農場対策班の殺処分系の業務内容に準じて行う。

5 ワクチンの使用

現行のワクチンは口蹄疫の発症抑制効果はあるが、感染を完全に防御できないため、無計画・無秩序な使用は本病の発生や流行を見逃すおそれを生じさせる。又、清浄性確認のための抗体検査にも支障を来し、接種家畜が生存することで清浄化達成までの期間が長期化し、その間混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンは「4 予防的殺処分」で定めるところにより使用する。

(1) 畜種による優先順位

原則として豚を優先する。

(2) 位置的優先順位

原則として接種地域の外側から発生農場に向けて、迅速かつ計画的に実施する。

(3) 注射事故があった場合には、県対策本部防疫指導班へ連絡し、農林水産省動物衛生課の指示に従う。

(4) 未開梱ワクチンについては、農林水産省動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。

また、開梱又は期限切れワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

メモ